

建設関連業の活性化に向けた 課題と対応の方向（案）

<建設関連業の役割>

- ・「測量業」、「建設コンサルタント業」、「地質調査業」の3業種は建設関連業と呼ばれ、建設業と一体となって建設生産システムを構成。システムの「上流部」であり建設生産物の品質を左右する調査・設計業務を始め、「下流部」である維持修繕業務にいたる幅広い範囲で、技術サービスを提供。【P.6】
- ・測量業については測量法で、建設コンサルタント業及び地質調査業については国土交通大臣告示で、それぞれ事業者の登録制度が設けられており、雇用している技術者や企業の財務状況、提供する技術サービスの分野(建設コンサルタント業のみ)等についての情報を発注者等に提供。【P.7,9】

<建設関連業の置かれている状況>

○ 厳しい経営環境

- ・いずれも中小企業が多く、また公共事業に関する業務が多いことから、近年の公共投資の減少の中、受注金額は減少傾向【P.8-12】
- ・売上高経常利益率が低水準の状況であり、特に資本金の小さい企業ほど利益率が低い傾向。マイナスとなっている企業も多い。【P.13,14】
- ・大手中心の売上高経常利益率は下落傾向で、過去12年でほぼ半減【P.13】

○ 価格競争の激化とその影響

- ・市場の縮小に伴い低価格入札が増加【p.15】
- ・国交省発注の建設コンサルタント業務等においては、低入札が近年増加。低入札の業務に対する評価点は総じて低いものが多く、品質確保の観点から入札契約制度改革や低価格入札対策が必要。【P.16】
- ・直轄業務においては、平成20年5月から総合評価落札方式を導入。また、平成22年度からは履行確実性評価等を行っており、低入札の件数が減少傾向。【p.17-21】
- ・一方、地方公共団体発注業務については、今なお価格競争や予定価格の事前公表が多い状況。【P.22,23】

○ 厳しい労働環境

- ・就業者の年間労働時間及び残業時間が増加する一方で、賃金は他産業に比較して低く、ここ10年は減少傾向。【p.26-28】
- ・厳しい経営環境のため近年は新規雇用が進まず、若手技術者の割合が低下。【p.29】
- ・納期が年度末に集中するため労働時間の繁閑の差が激しく、これにより労働環境が悪化。【p.30】

○ 求められる技術水準の高度化・複雑化

- ・環境調査や地域住民の意向反映等、公共事業に求められるニーズが多様化。
- ・工事の高度化・複雑化が進んでいるほか、IT技術を活用したGIS等新たなサービスの創出
- ・発注者における企業の技術力評価の重要性が増大。
- ・一方で、測量業者や地質調査業者に対しては、地域的特性を熟知し、災害時等に迅速・的確な対応・情報提供が可能な、地域に密着した業者・技術者が求められている。また、今後は、地方公共団体における発注者支援業務等きめ細かな技術サービスへのニーズに対応できる、地域の建設コンサルタントが求められることが想定される。

○ 海外、PPP、CM等新たなサービス分野への展開

- ・アジア等のインフラ市場の拡大に伴い、ODA案件を含め海外での建設コンサルタント業務等へのビジネスチャンスが増大。【p.31,32】
- ・PPP、PFI等新たな手法によるインフラ整備・管理の登場【p.31,33】
- ・プロジェクトの高度化・複雑化により、プロジェクト全体のマネジメントを提供する新たなビジネススタイルの登場。

<建設関連業の活性化に向けた方策>

- 建設産業2007で示された方向性も踏まえ、平成20年より「建設関連業検討会」(座長:小澤一雅東京大学教授)において、建設関連業のあり方と課題解決に向け関係者の果たすべき役割について検討。
- 平成22年3月に「建設関連業の課題と展望」を取りまとめ、示された方策を逐次実施。
- 示された課題とこれまでの実施状況の主なものは、以下の通り。

	主な検討課題	主な実施状況
顧客・国民のニーズへの対応	登録制度の活用促進	国や地方公共団体の発注者等に対し周知徹底、パンフレットの作成
	情報提供の仕組みづくり	登録業者に関する情報を国及び国民向けにインターネット等を介した提供を開始(平成23年9月開始予定)
	入札契約制度改革の推進	国土交通省直轄については、総合評価落札方式等技術力を適切に評価する方式と、低入札価格調査制度等ダンピング防止のための仕組みを導入し、対象業務を拡充。一方、地方公共団体においては、これらの取組みが必ずしも進展しておらず、予定価格の事前公表を多くの団体で実施。
	海外展開のための取組み	国土交通省において、以下の取組みを建設業と一体として実施している。今後も取組みを継続。「海外官民協議会の開催」「大臣・副大臣等によるトップセールス(ベトナム、マレーシア、インドネシア等)」、「業団体による若手向け海外OJT」、「ジオテクニカルベースラインレポート※の翻訳・出版」等 ※地質調査業に関し、欧米で発注者と受注者がリスク分担ルールを定める際に用いられている。
	新規分野進出に資するための情報提供・制度見直し	業界・企業の個別の取組み状況について、情報収集等を進めているが、行政側からの積極的な情報発信や支援策等の検討等には至っていない。
	建設コンサルタント登録規程におけるマネジメント部門の創設	これまでの検討においては、十分な進展が見られていない。
業としての健全な発展のための対応	暴力団排除、技術管理者の専任性の緩和、民間資格の活用、指導監督強化のための中間的処分	建設コンサルタント及び地質調査業登録規程等の改正(平成23年7月施行)
	労働環境の改善、業界のPR等	各企業、業界において努力されているが、経営環境が厳しい中、具体的な改善に結びついていない。

<建設関連業における更なる方策>

- これらの取り組みについては、これまでに一定の進捗を見ているが、必ずしも十分とは言えないもの、更に検討を要するものもある状況
- 建設生産システム全体の視点から検討する必要もあるのではないか。

◆建設産業システムの上流を担う建設関連業については、建設生産物の品質確保のため技術力に優れた企業が適正評価され、持続的経営を可能となるよう、特に地方公共団体発注業務において競争環境の適正化を図るべきではないか。具体的には、以下のものについて地方公共団体における取り組みを働きかけるべきではないか。

①技術力の適正評価

- 総合評価落札方式の拡充
- プロポーザル方式の拡充

②適正価格での受注による生産物の品質確保

- 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の採用

③競争条件の整備

- 予定価格の事後公表制への移行
- 必要に応じた地域要件・地域貢献度・地域精通度等の適切な設定

◆若手技術者の確保が進まないままでは、技術・技能の承継が困難であり、ひいては社会資本整備水準の維持すら困難となること懸念されることから、関係者による以下のような取り組みが必要ではないか。

①業界・各企業における取組み

- 労働時間、賃金等労働条件の改善による若手技術者の確保
- 建設産業システム全体としてその役割等のアピールに取り組み、若者から見て魅力ある産業へと脱皮

②発注者における取組み

- 年度末に集中している納期について平準化を図る等により、繁忙期における技術者の負担を軽減

◆今後、中長期的には公共事業の大幅な増加が見込めず、また維持修繕の需要が増大すること、より高度なプロジェクトマネジメント能力を求められること等を踏まえれば、以下のような新分野への展開が必要ではないか。

①マネジメントに関するサービス提供

- プロジェクトの企画構想段階から、地方公共団体等発注者を支援したり、プロジェクト管理といったサービス提供
- 今後CMの制度化を検討するに当たっては、建設コンサルタント等を含む建設産業システム全体の担い手を念頭におくべきではないか。

②社会資本整備、維持管理に関するサービス提供

- PPP、PFI等社会資本整備、維持管理への民間活力活用を見込んだ、新たなビジネスモデル創出

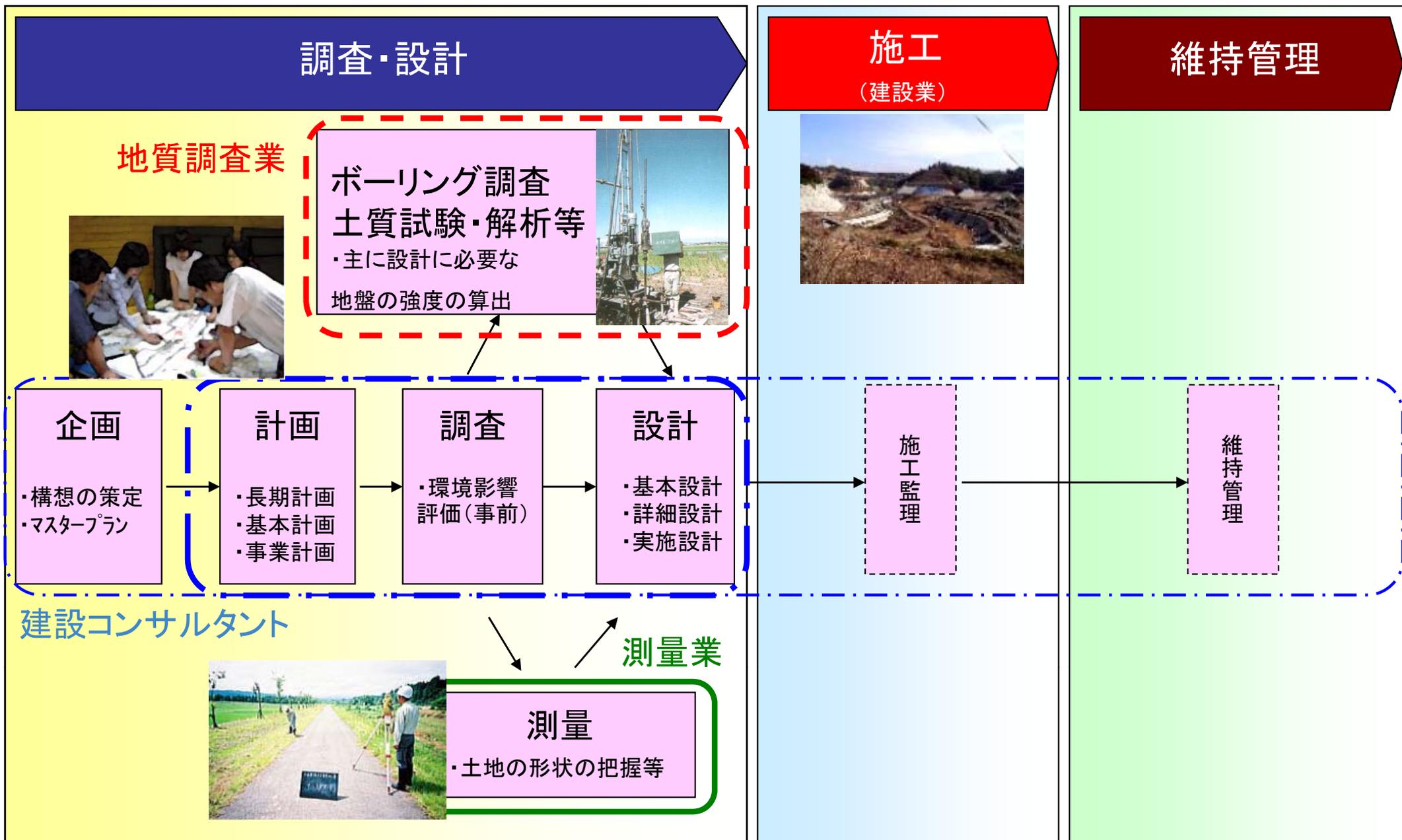
③アジア等海外インフラ市場への展開

- 海外市場においては建設業と建設関連業は一体として観念されており、建設生産システムの担い手全体として海外展開

▶ 新たなビジネスチャンスに対応するため、必要な支援を検討すべきではないか。

建設関連業の現状と取組み

建設生産システムにおける建設関連業の位置付け



注：企画の前段階や施工監理の段階等において、測量、地質調査を行うこともある。

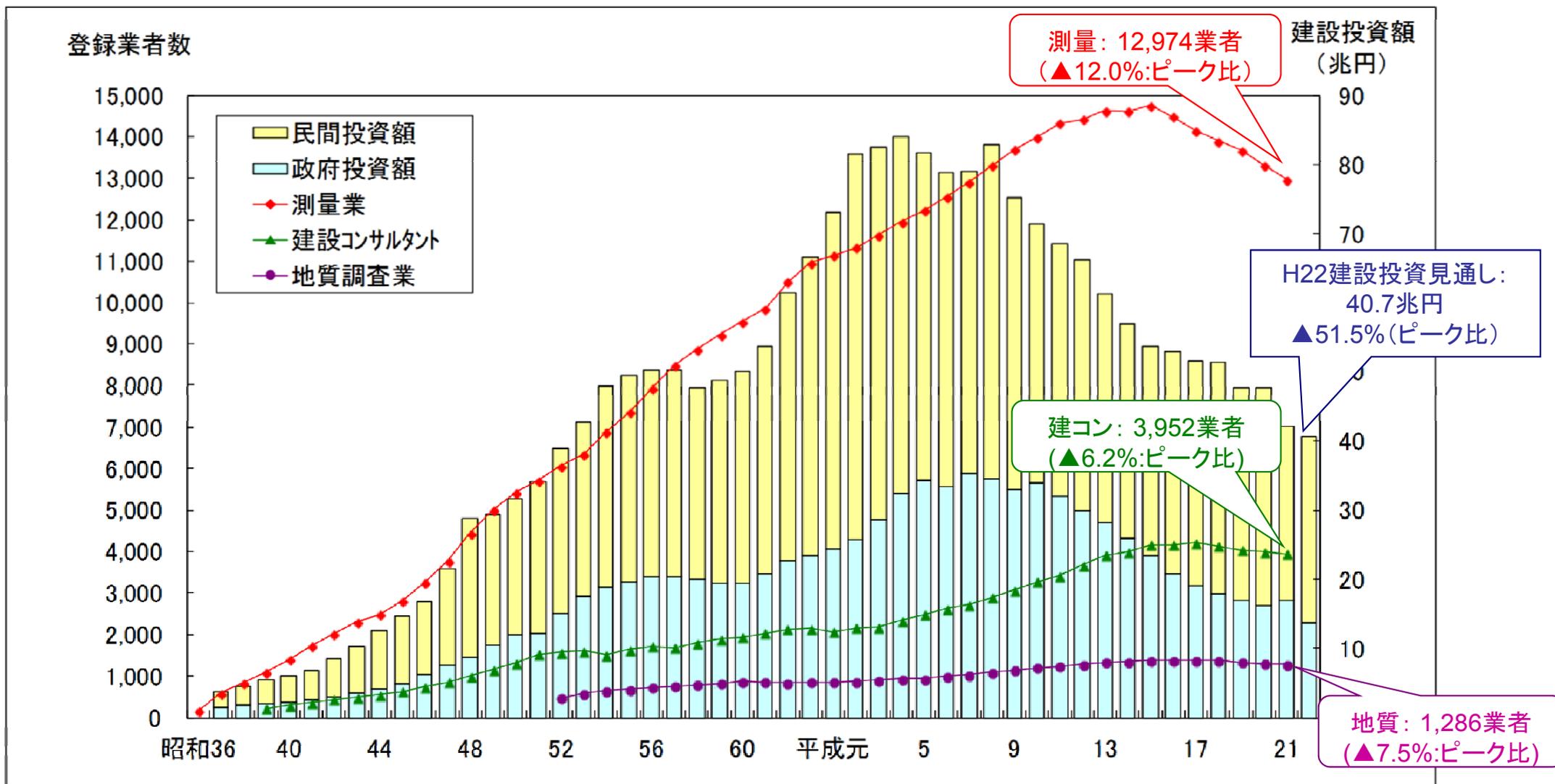
建設関連業者登録制度

表. 建設関連業登録制度(概要)

業種	測量業	建設コンサルタント	地質調査業
根拠法令等	測量法(昭和24年法律188号)	建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号)	地質調査業者登録規程 (昭和52年建設省告示第718号)
性格	法律による規制 (登録がなければ営業することは不可)	任意の制度 (登録がなくても営業することは可)	任意の制度 (登録がなくても営業することは可)
登録に関する 実質的要件	・営業所ごとに <u>測量士(技術者として基本測量・公共測量に従事する者)</u> を1名以上置くこと(法第55条の13)	・登録する部門毎に <u>専任の技術管理者</u> を置くこと(規程第3条1項1号) ・建設コンサルタント業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同2号)	・ <u>専任の技術管理者</u> を置くこと(規程第3条1項1号) ・営業所毎に <u>専任の現場管理者</u> を置くこと(同2号) ・地質調査業務を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同3号)

建設投資と建設関連業登録業者数の推移

建設関連業登録者数は、建設投資がピークの平成4年以降も増加傾向にあったが、平成15～17年にピークを迎え、横ばい又は減少傾向にある。



出典: 国土交通省建設投資見通し及び建設市場整備課資料

※ 登録業者数については各年度末時点のもの

登録業者数と兼業状況の変化

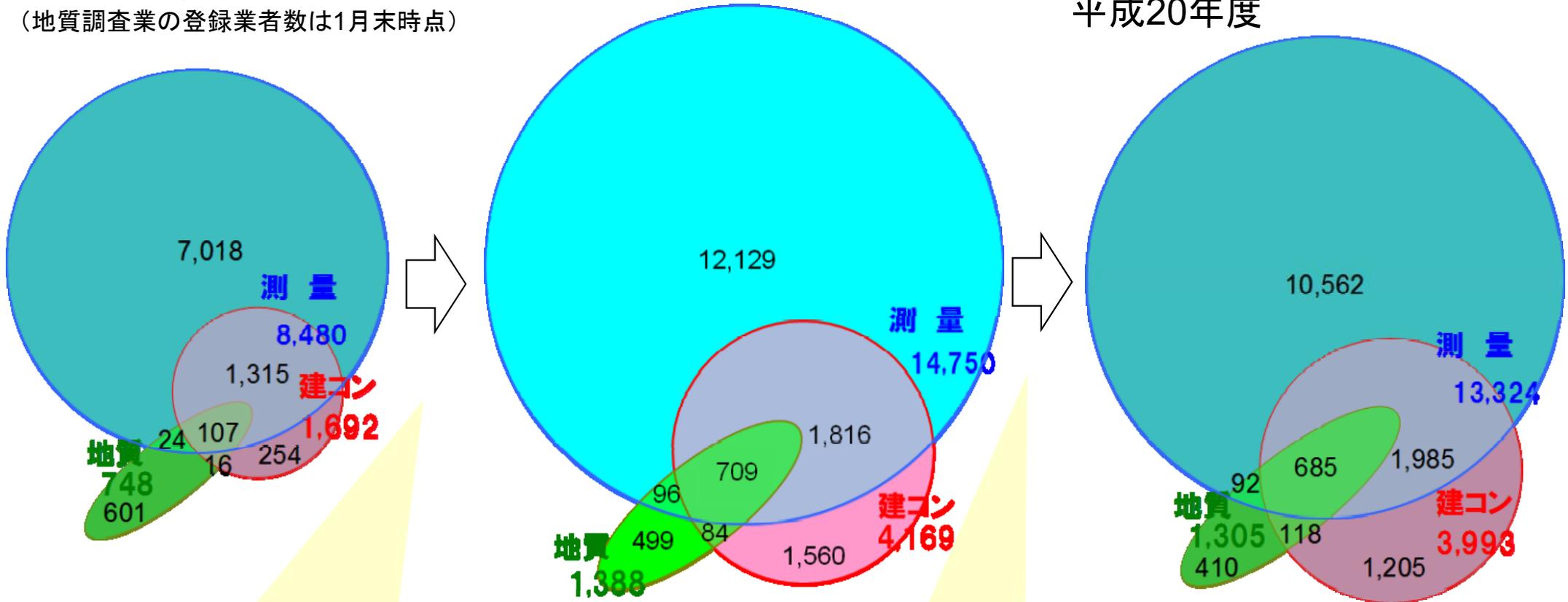
＜兼業率の変化(H15→H20)＞
 ・測量業者: 17.8%→20.7%
 ・建設コンサルタント: 62.6%→69.8%
 ・地質調査業者: 64.0%→68.6%

昭和57年度

(地質調査業の登録業者数は1月末時点)

平成15年度
(登録業者数のピーク)

平成20年度



- 各業登録業者数の増加
- 地質調査業者の兼業率の上昇
- 建設コンサルタント専業者数の増加

＜社会的背景＞

- ・公共/民間投資額の増加

- 各業登録業者数の減少
- 各業とも兼業率の上昇

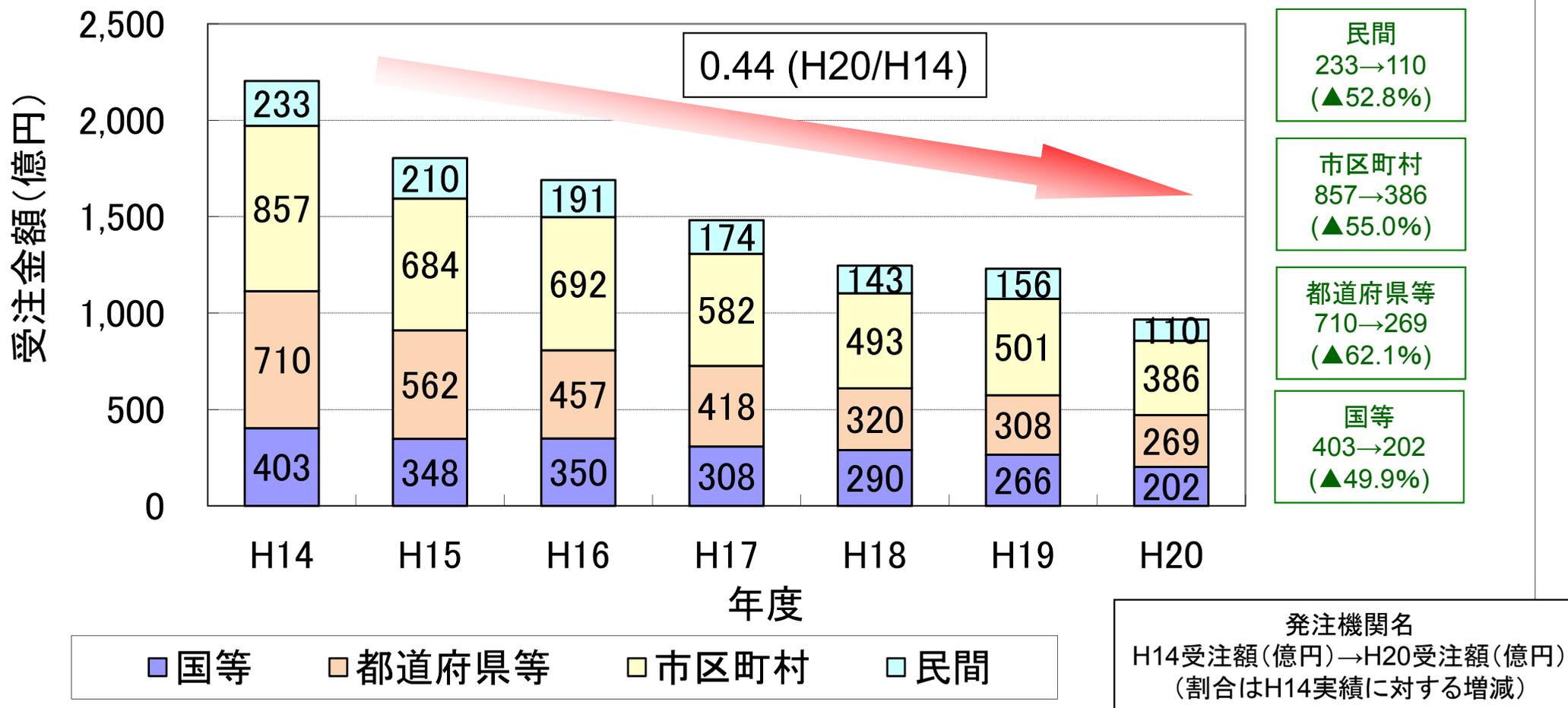
＜社会的背景＞

- ・公共/民間投資額の減少
- ・長引く経済の低迷

測量業者の受注実績

地方公共団体(特に都道府県等)からの受注金額の減少が大きい。

測量業務



注1: 青字は、平成20年度受注額の平成14年度受注額に対する割合

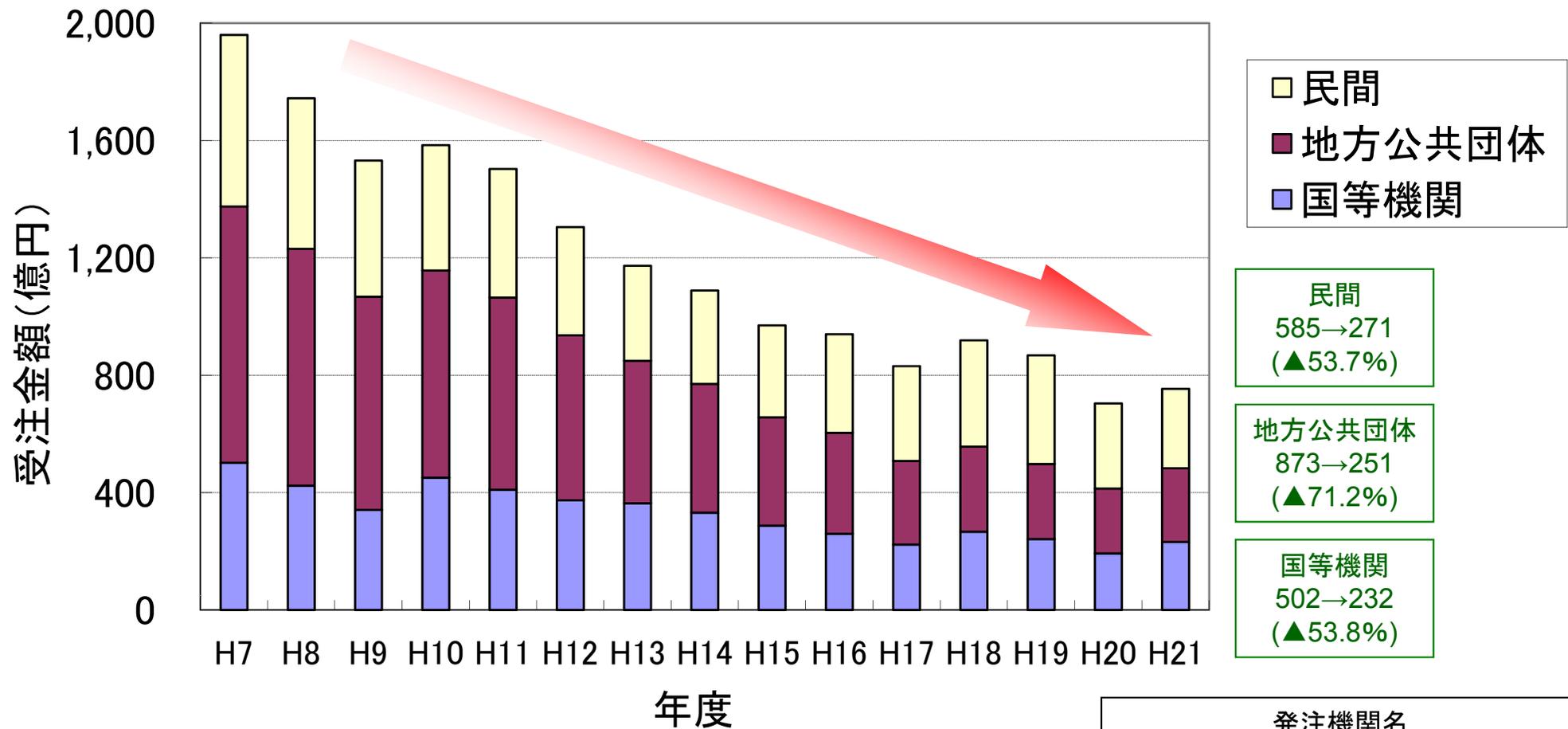
注2: 調査対象会社数は、年度によって異なる(H19:965社、H20:722社)

出典:「測量業の経営実態調査及び受注状況調査報告」((社)全国測量設計業協会連合会)をもとに、建設市場整備課作成

地質調査業者の受注金額の推移

受注金額(総額)は減少しており、特に地方公共団体からの受注金額の減少が大きい。

図. 地質調査業務の受注金額

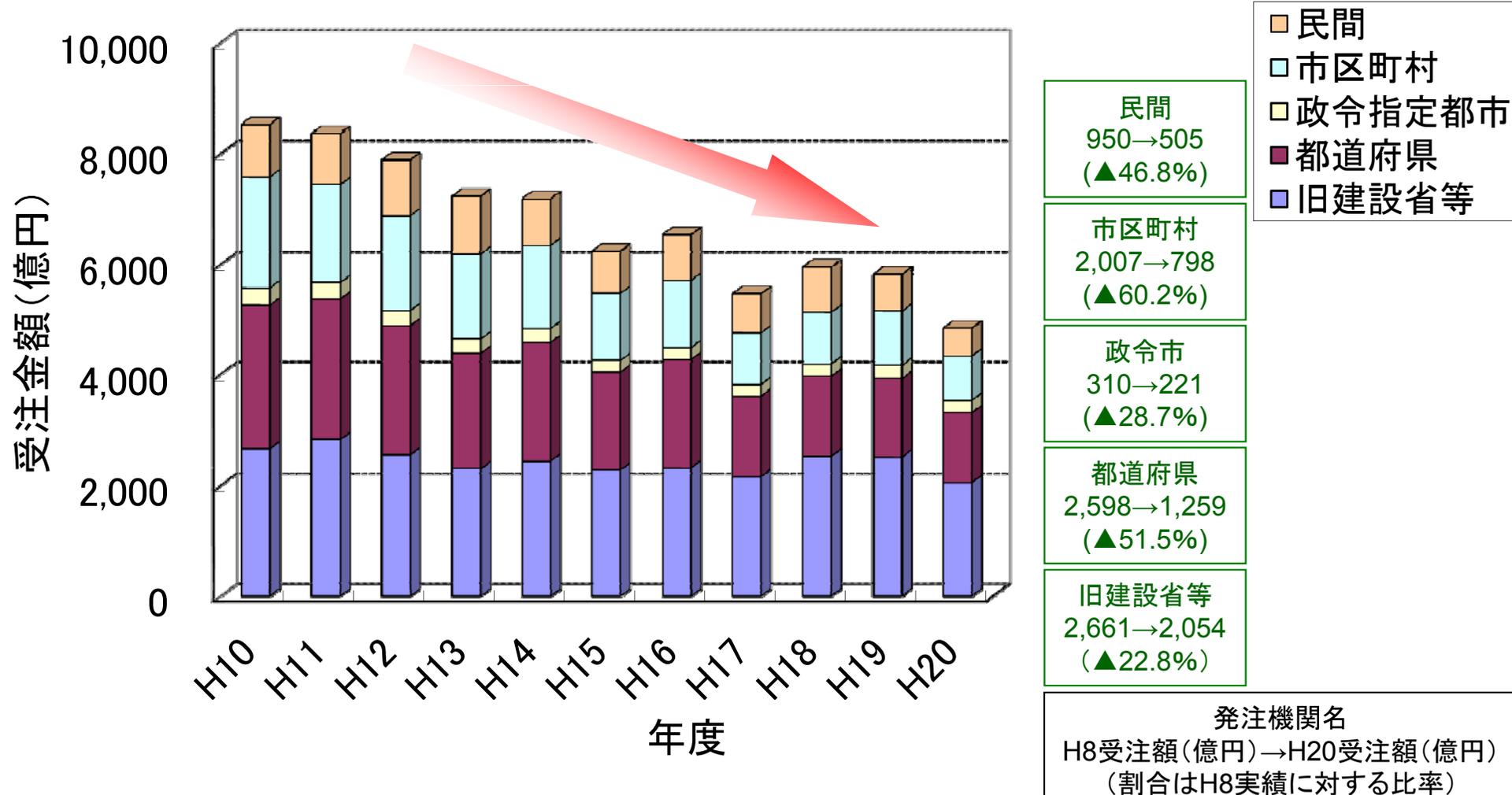


注1: 受注金額は元請による地質調査業務の受注のみを対象
 注2: 対象業者は(社)全国地質調査業協会連合会に加盟している170社(H21調査は150社)
 注3: 民間からの受注は、住宅建築時のボーリング、現場での試験等
 出典: (社)全国地質調査業協会連合会資料をもとに、建設市場整備課作成

発注機関名
 H7受注額(億円)→H21受注額(億円)
 (割合はH7実績に対する増減)

建設コンサルタントの受注金額の推移

受注金額(総額)は減少しており、特に地方公共団体からの受注金額の減少が大きい。



注1: 上記は、建設コンサルタント業務のみの受注実績である。

注2: 建設コンサルタント関係5団体(建設コンサルタンツ協会、建設コンサルタンツ協同組合、ランドスケープコンサルタンツ協会、全国上下水道コンサルタント協会、都市計画コンサルタント協会)によるアンケート調査による。

注3: 旧建設省等は、旧建設省、公団、事業団、財団法人、社団法人を含む。

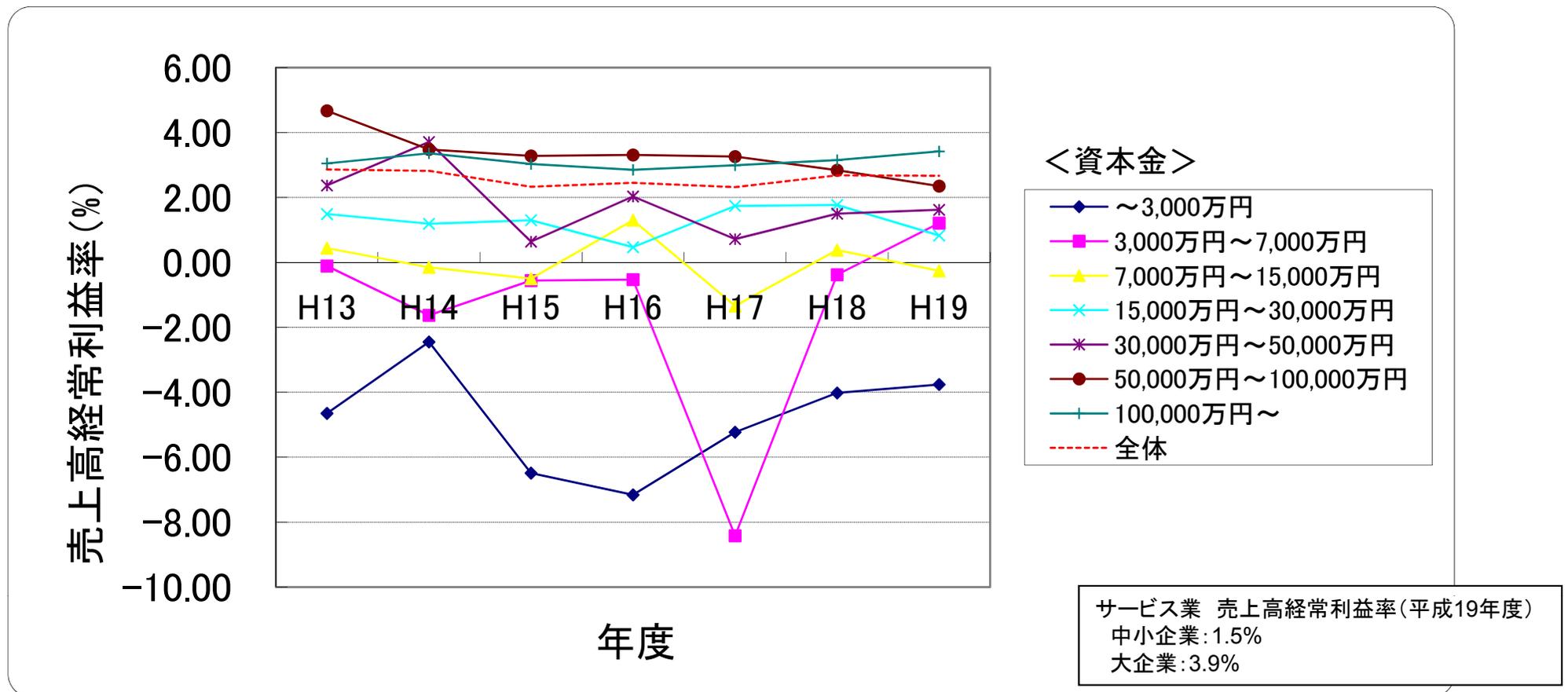
注4: 都道府県は、地方公社を含む。

出典: 平成22年度 建設コンサルタント白書(建設コンサルタンツ協会)

測量会社の売上高経常利益率(資本金階層別)

- ※ 資本金額の小さい会社ほど、売上高経常利益率は小さい傾向にある。
- ※ 資本金3,000万円未満の会社は、売上高経常利益率がマイナスとなっている。

図. 測量会社の売上高経常利益率(資本金階層別)



売上高経常利益率 = 経常利益 / 総売上高 × 100
 (企業の営業活動と財務活動を併せた全体の収益力を示す指標)

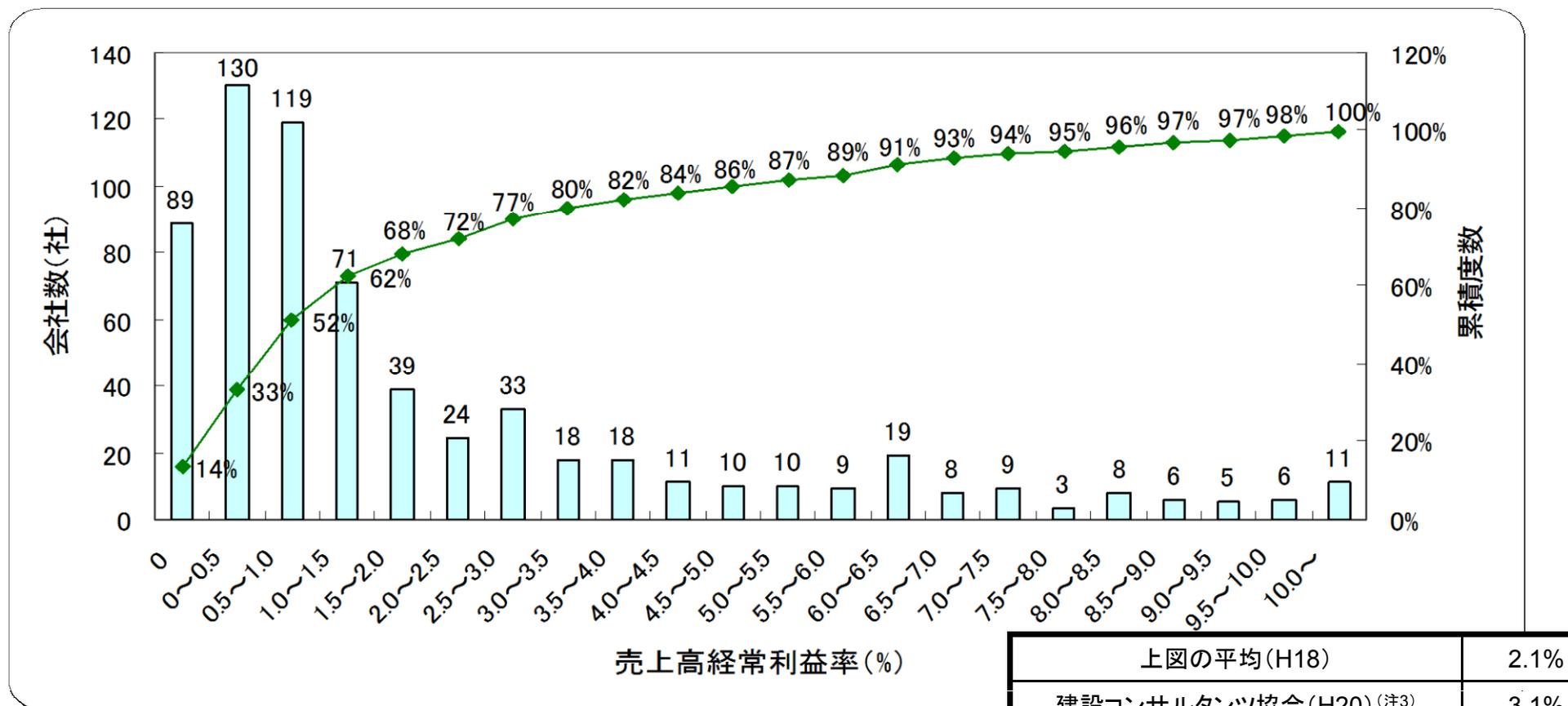
注1: 調査対象会社数は、年度により異なる(平成19年度は1,022社)

出典: 「測量業の経営実態調査及び受注状況調査報告」(社)全国測量設計業協会連合会)及び2009年版中小企業白書(中小企業庁)をもとに、建設市場整備課作成

建設コンサルタントの売上高経常利益率

売上高経常利益率1%未満の企業が過半数となっている。

図. 建設コンサルタント会社の売上高経常利益率



上図の平均(H18)	2.1%
建設コンサルタンツ協会(H20) ^(注3)	3.1%
建設コンサルタンツ協会(H8) ^(注3)	5.7%

サービス業 売上高経常利益率(平成19年度)
中小企業: 1.5%
大企業: 3.9%

注1: 調査対象は、専業率80%以上の中小規模企業690社(資本金5,000万円未満: 638社、5,000万円以上: 50社、未記載: 2社)

注2: 有効回答数は、656社

注3: 「平成21年度建設コンサルタント白書」((社)建設コンサルタンツ協会)

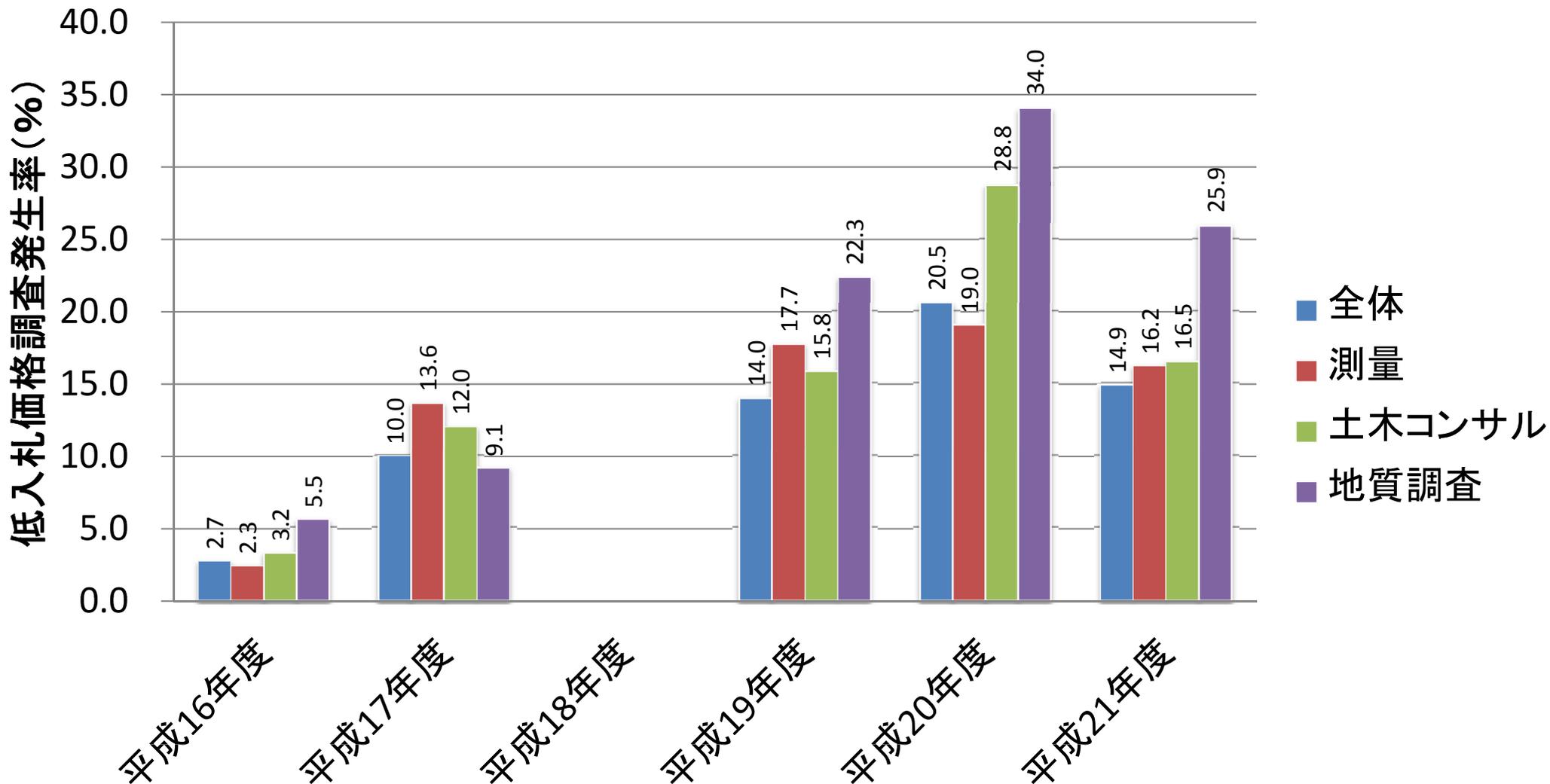
出典: 「中小建設コンサルタント業の活路開拓ビジョン(平成19年2月)」(建設コンサルタンツ協同組合)及び2009年版中小企業白書(中小企業庁)をもとに、建設市場整備課作成

売上高経常利益率 = 経常利益 / 総売上高 × 100
(企業の営業活動と財務活動を併せた全体の収益力を示す指標)

国土交通省直轄業務における低入札の発生状況

建設関連業3業種全てにおいて、低入札価格調査発生率が増加傾向にある。

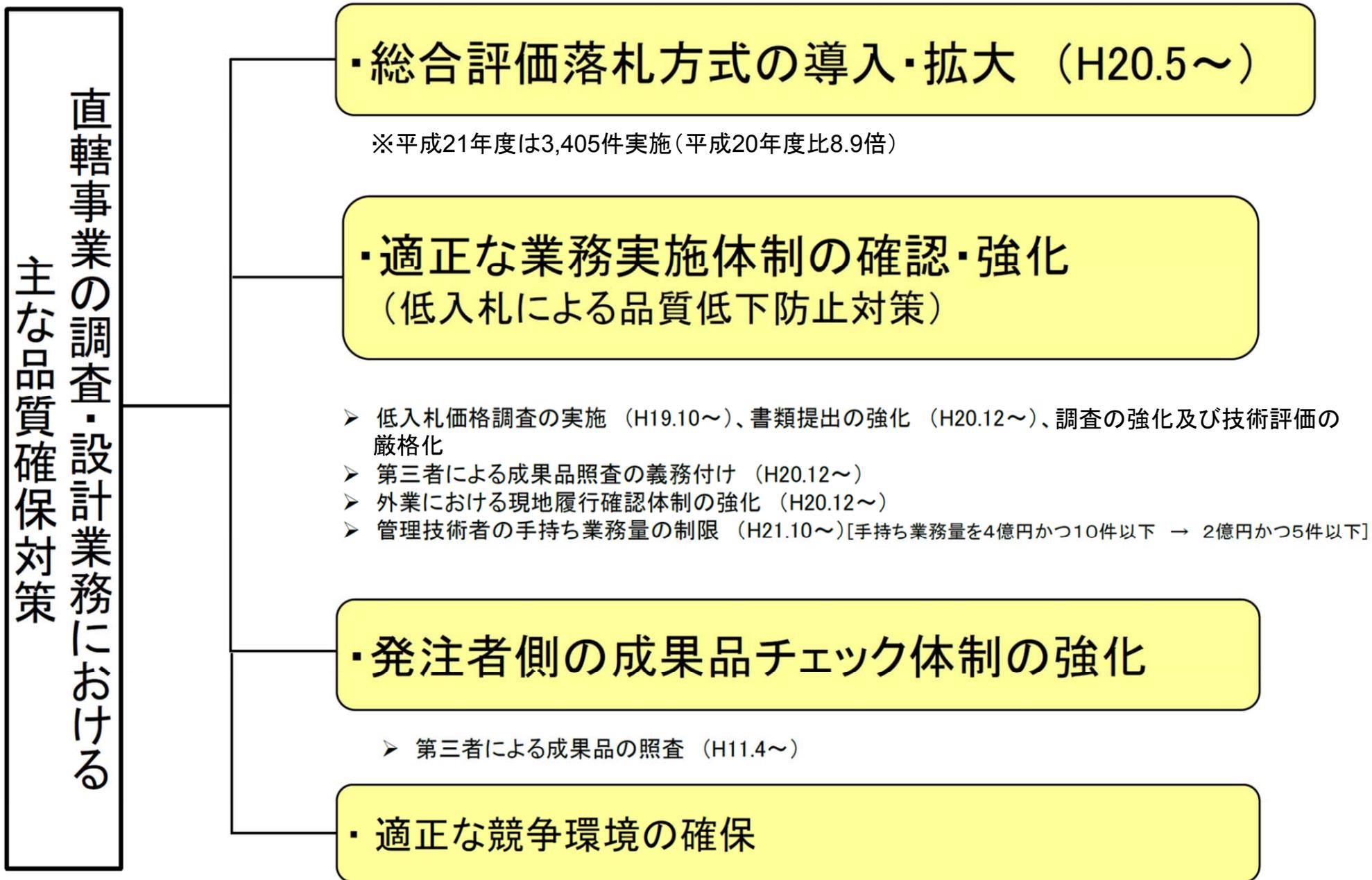
直轄業務における低入札価格調査実施状況



資料: 国土交通省直轄工事等契約関係資料

※地方整備局(港湾空港関係除く)、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所、国土地理院

直轄業務の品質確保対策の経緯・概要



総合評価落札方式とは

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約(平成17年3月31日 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第3条第2項)であり、会計法上は、第29条の6第2項に基づく競争(一般競争入札又は指名競争入札)に付する場合において、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とする落札者決定方式

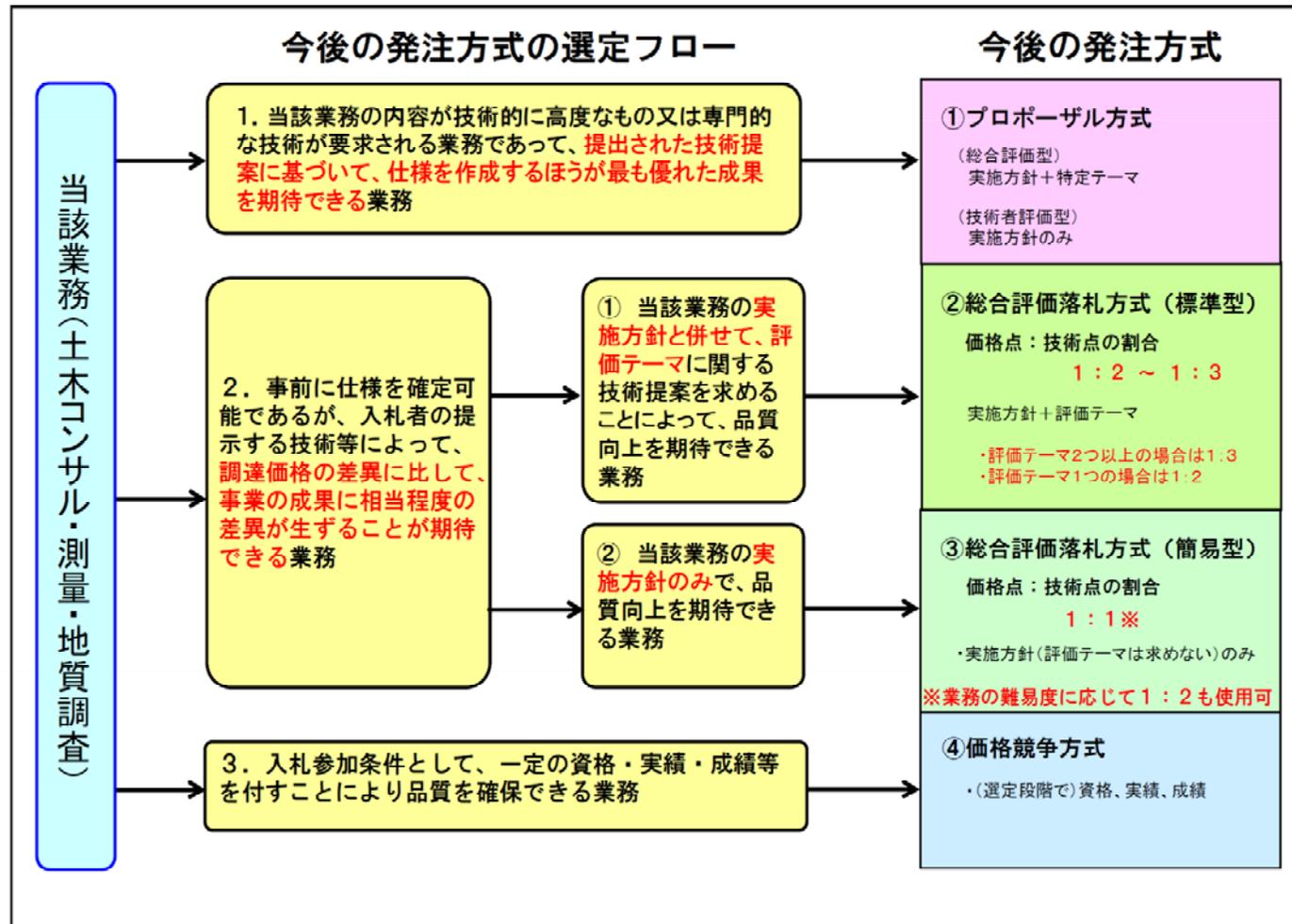


図1 建設コンサルタント業務等における調達方式を選定する際の基本的な考え方

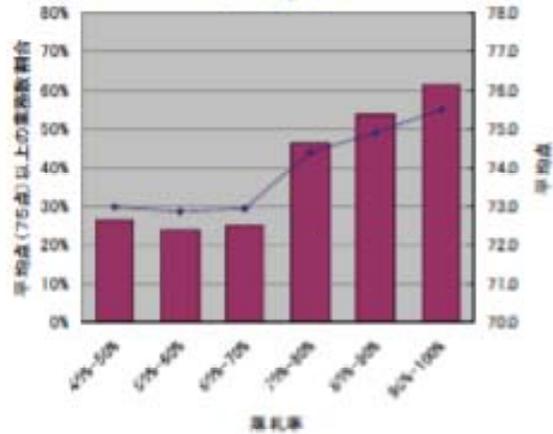
調査・設計分野における品質確保対策について

平成20年度の全業務に対してコスト調査を実施した結果、「**落札率の低い業務ほど業務成績が低い**」ことが明らかになったことから、平成22年度業務より以下の品質確保対策を強化。

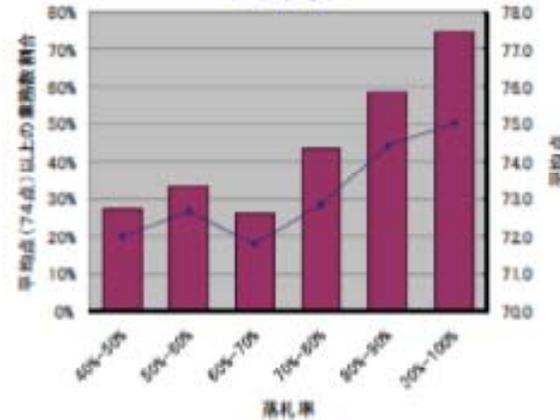
- (1) **低入札価格調査基準価格を見直す**
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回った者に対して、低入札価格調査を強化するとともに、技術評価点の中で「**技術提案の確実な履行の確保**」を評価し、厳格に反映。

【落札率帯別平均点以上の業務数割合】

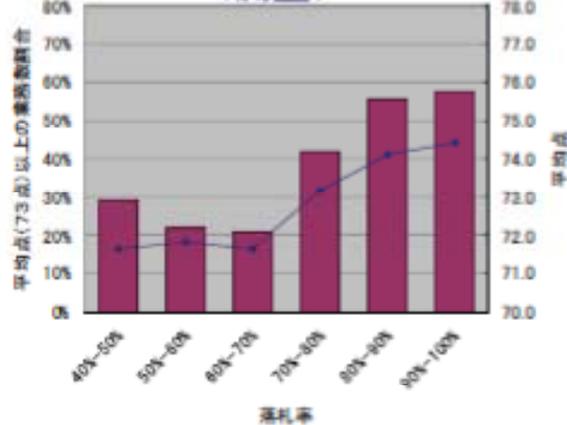
<土木>



<地質>

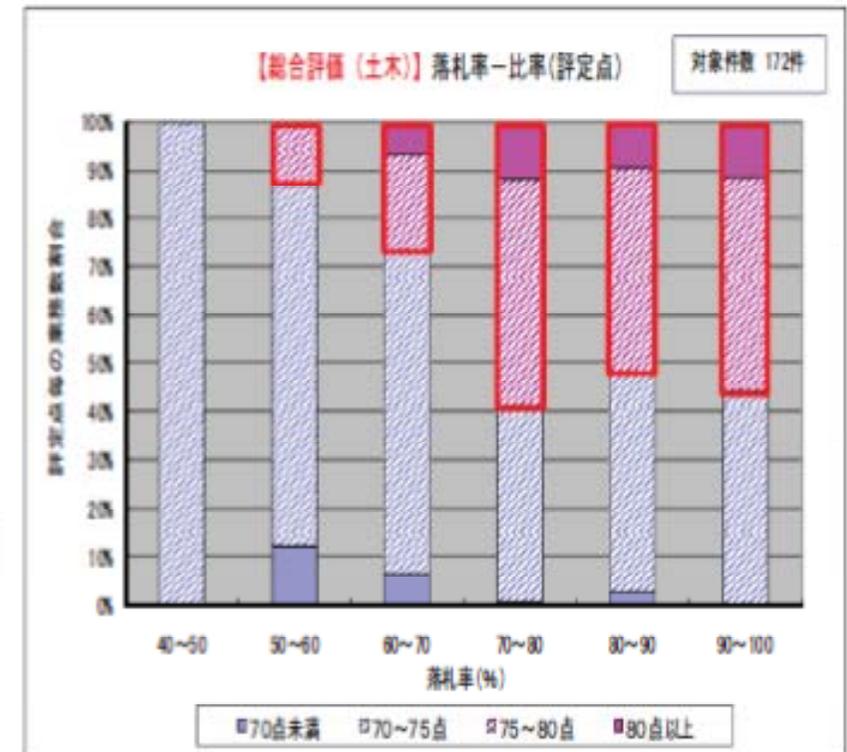


<測量>



■ 「当該業務全体の平均点」以上の業務数割合
 — 各落札率帯の平均点

【落札率帯別評定点毎の業務数割合】



履行確実性評価について(直轄)

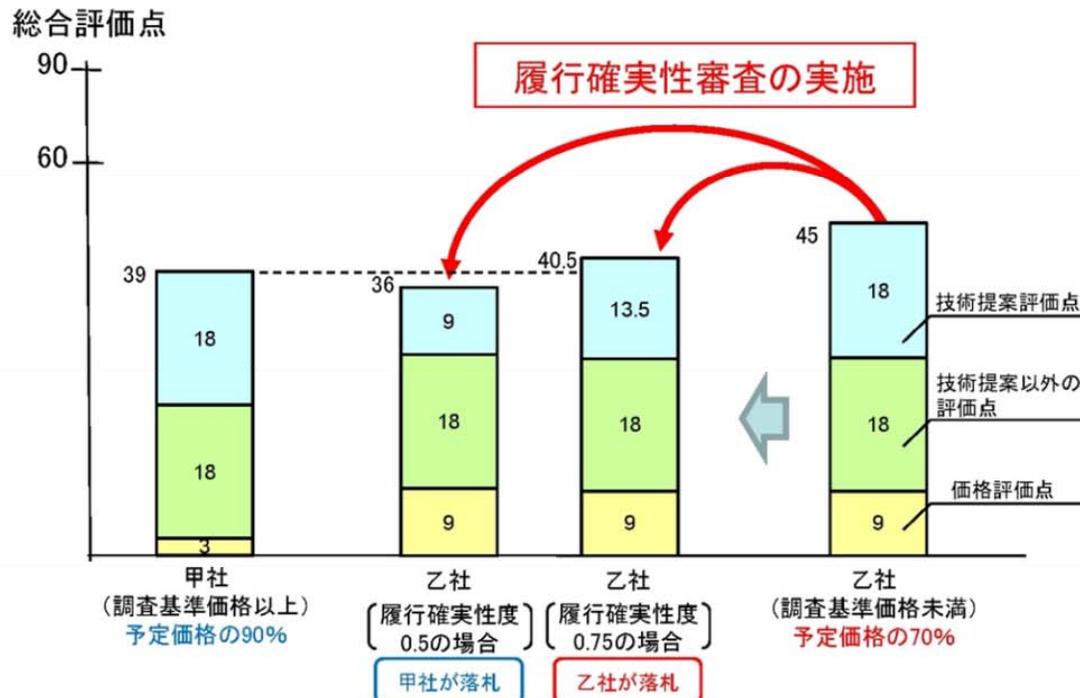
【総合評価点の算出方法】

○ 総合評価点 = **価格評価点** + **技術評価点** →

- 価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3
- 技術評価点 = 60点
- 価格評価点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

$$\left(\begin{array}{c} \text{技術提案以外の評価点} \\ + \\ \text{技術提案評価点} \times \text{履行確実性度} \end{array} \right)$$

履行確実性評価の実施(1:2の場合)



【履行確実性の審査】

(審査の観点)

- ① 業務内容に応じた必要経費の計上
- ② 配置予定技術者に対する適正な支払の計上
- ③ 品質管理体制の確保
- ④ 再委託がある場合は適正な支払いの確認

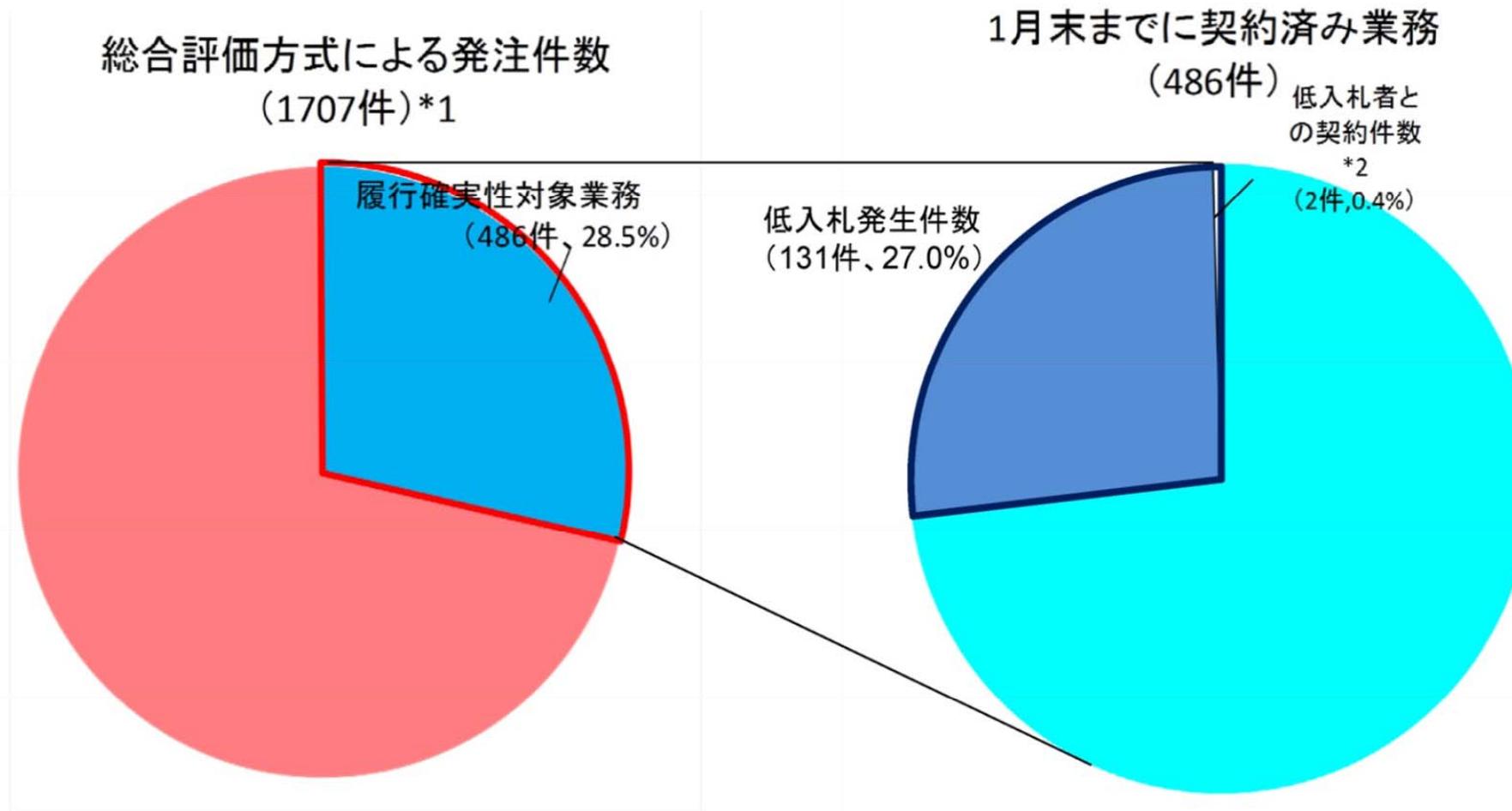
(評価方法)

- ①~④を各々審査した上で5段階(1.0~0、0.25刻み)で総合的に評価

【留意事項】

- 具体的な評価テーマに係る技術提案を求めることによる総合的な品質の確保対策の実施

履行確実性評価の実施状況(直轄)



*1: 履行確実性評価適用日から平成23年1月末までに契約した業務

**2: 2件は、複数の入札があったが、落札者以外が無効(資料提出辞退)となったため、低入札者との契約となったもの

【参考】

低入札者との契約率19.1% (H21)

28.1% (H22. 4-12)

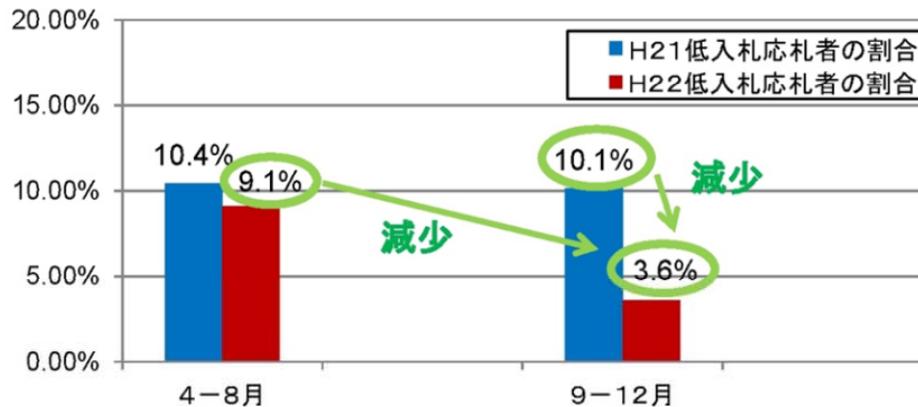
〔 8地方整備局で契約した建設コンサルタント業務等(測量、土木コンサル、地質調査。港湾空港関係業務を除く)のうち、予定価格1,000万円以上の業務が対象。北海道開発局を含む。ただし、随意契約(プロポーザル方式を含む)を除く。平成22年度は速報値。 〕

履行確実性評価の審査の効果(直轄)

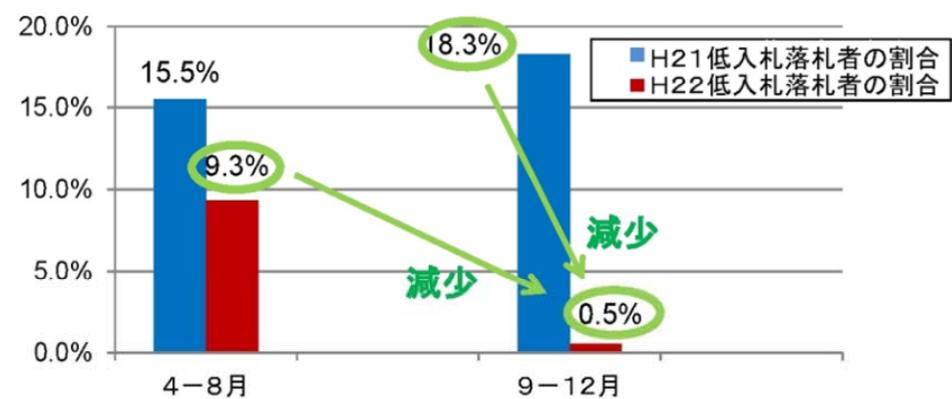
予定価格2,000万円以上の業務

概ねの整備局において履行確実性評価が実施された9月以降(～12月末)契約業務における低入札状況をみると、履行確実性評価を導入した2,000万円以上の業務では、昨年度同時期(H21年9-12月)及び今年度導入前(H22年4-8月)に比して、「低入札応札者数の割合」及び「低入札落札者数の割合」はいずれも大きく減少している。

【低入札応札者の割合】



【低入札落札者の割合】



H21,22総合評価落札方式における低入札の動向

	4～8月の低入札応札・落札動向の比較		9～12月の低入札応札・落札動向の比較	
	平成21年	平成22年	平成21年	平成22年
全応札件数	2,846	4,848	3,234	3,141
低入札応札件数	297	442	328	112
低入札応札件数の割合	10.4%	9.1%	10.1%	3.6%
全落札件数	368	856	465	375
低入札落札件数	57	80	85	2
低入札落札件数の割合	15.5%	9.3%	18.3%	0.5%

※北海道開発局及び8地方整備局(沖縄総合事務局を除く)において実施した土木関係コンサルタント業務(発注者支援業務を除く)のうち、予定価格2,000万円以上の業務が対象。

※H22.4.27に「建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について」の通達を発出

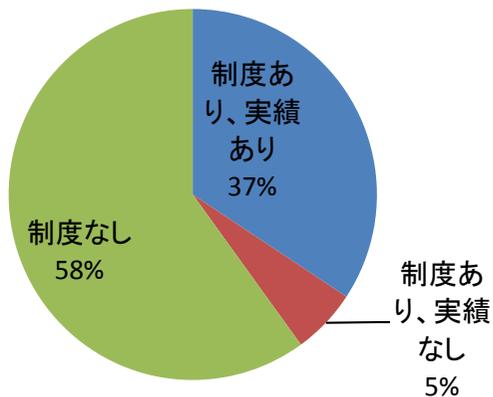
地方公共団体における入札契約制度の導入状況

建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査結果

1. 都道府県における入札契約制度の状況(1/2)

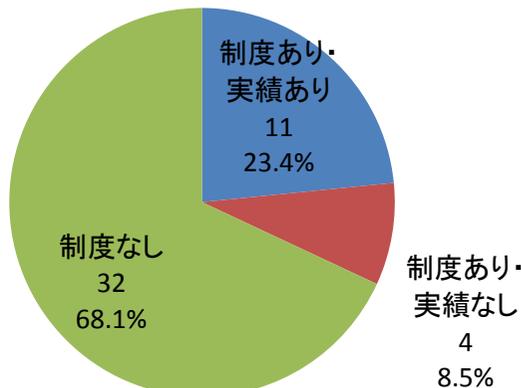
① 一般競争入札の導入状況(平成23年3月時点)

一般競争入札

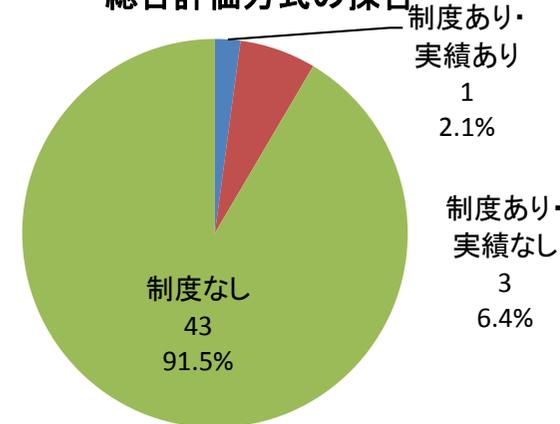


<参考>平成21年2月時点調査結果

一般競争入札

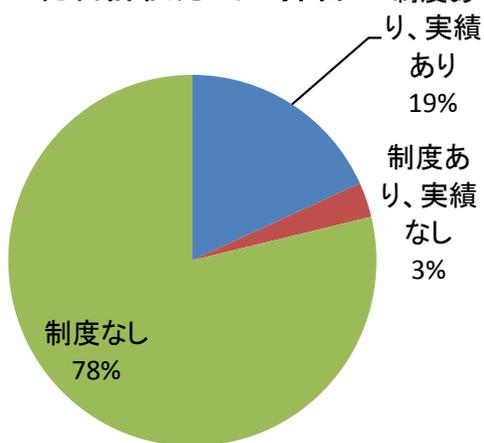


総合評価方式の採否

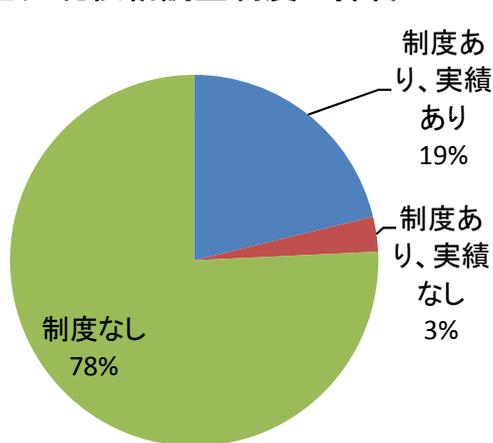


② 一般競争入札における各種制度の採用状況(平成23年3月時点)

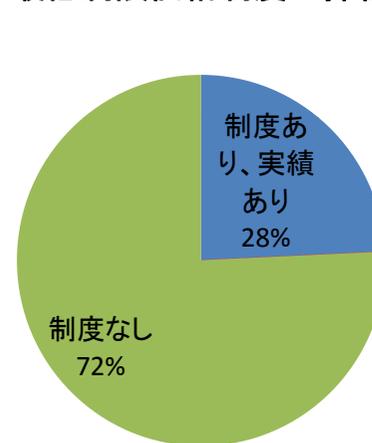
総合評価方式の採否



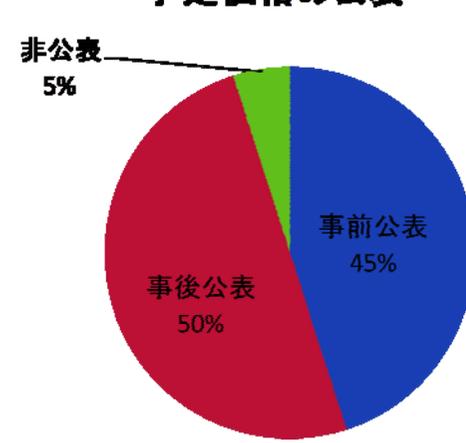
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



予定価格の公表



地方公共団体における入札契約制度の導入状況

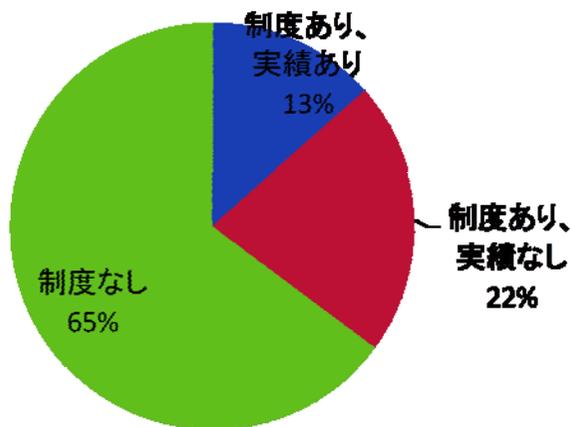
建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査結果

1. 都道府県における入札契約制度の状況(2/2)

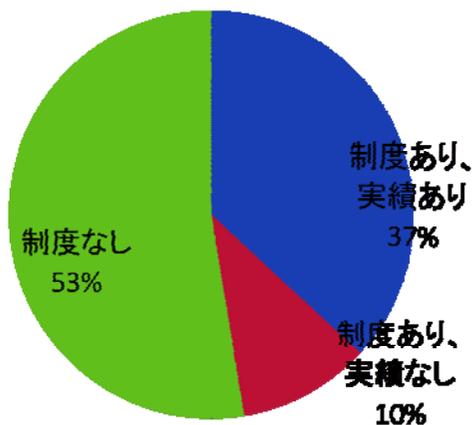
③プロポーザル方式の導入状況(平成23年3月時点)

※回答数:38

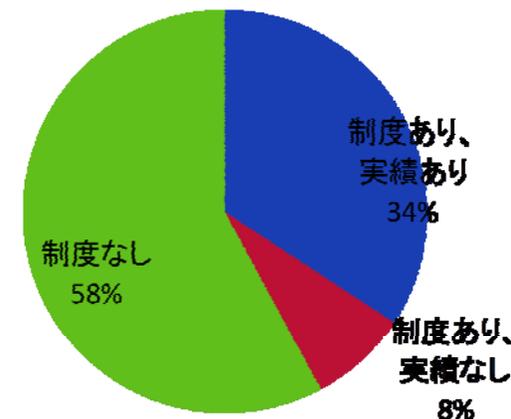
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

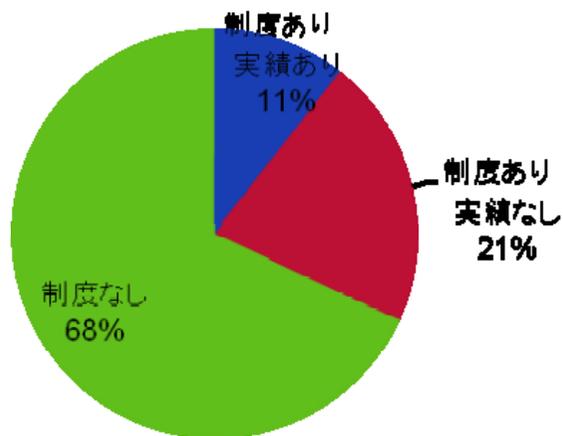


標準プロポーザル

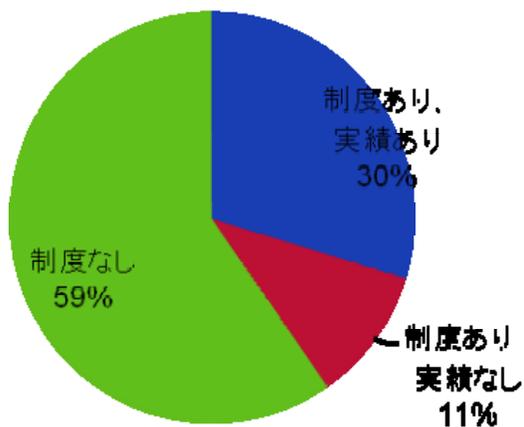


<参考>平成21年2月時点調査結果

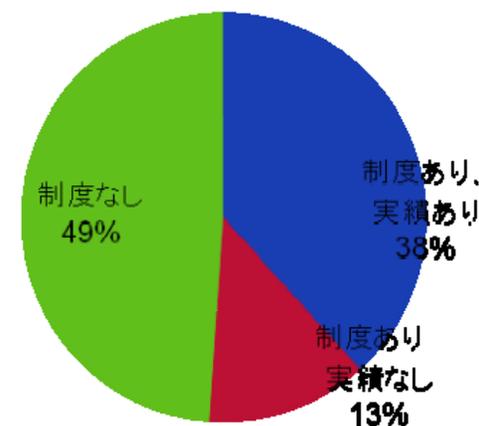
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



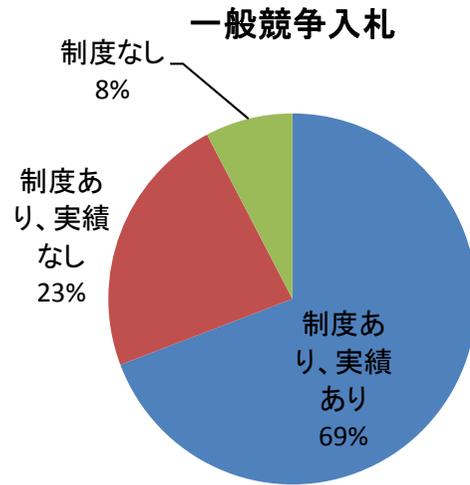
※回答数:47

地方公共団体における入札契約制度の導入状況

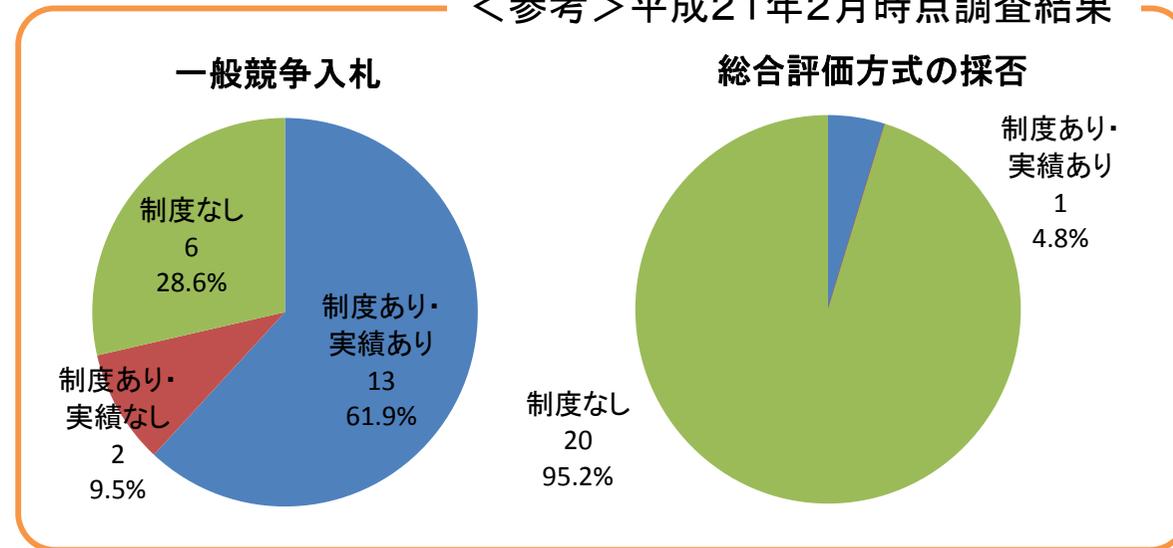
建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査結果

2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(1/2)

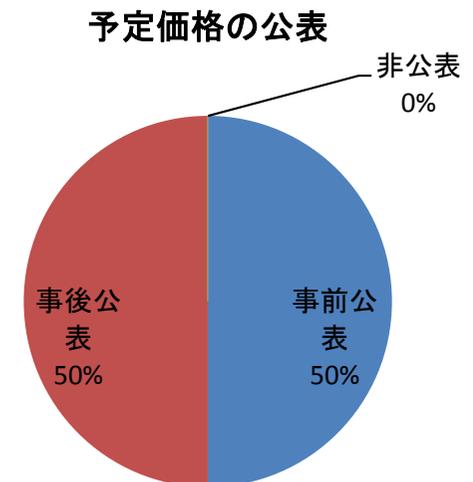
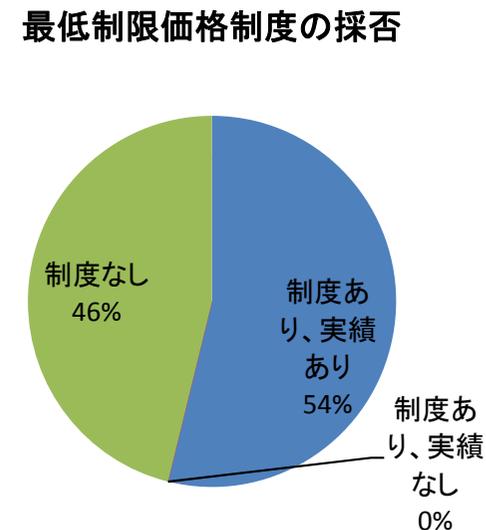
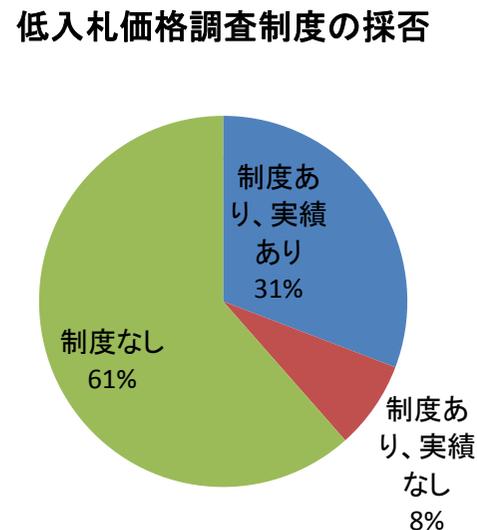
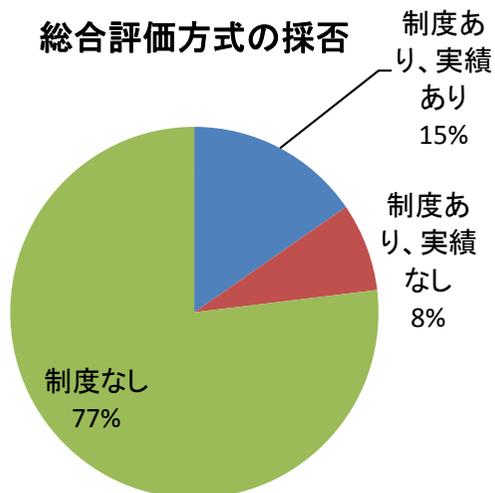
① 一般競争入札の導入状況(平成23年3月時点)



<参考>平成21年2月時点調査結果



② 一般競争入札における各種制度の採用状況(平成23年3月時点)



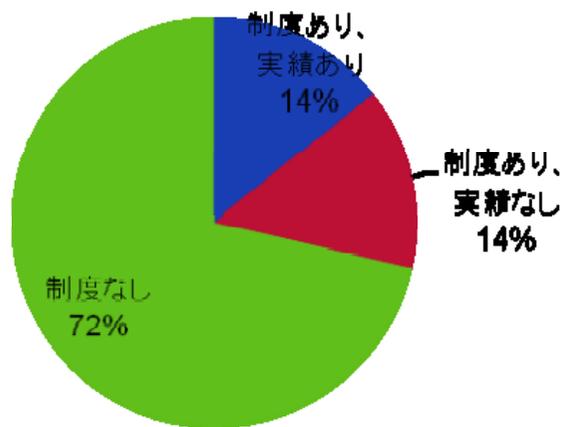
地方公共団体における入札契約制度の導入状況

建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査結果

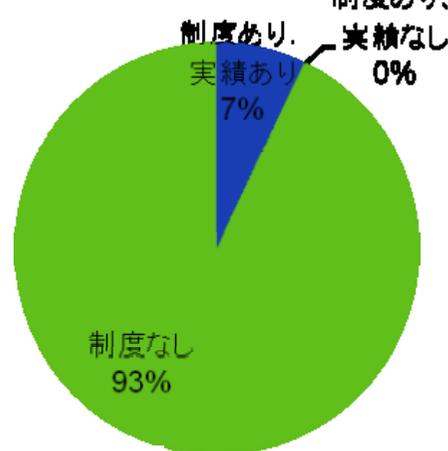
2. 政令指定都市における入札契約制度の状況(2/2)

③プロポーザル方式の導入状況(平成23年3月時点) ※回答数:14

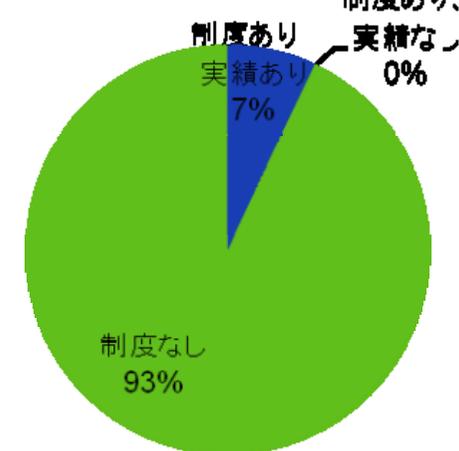
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル

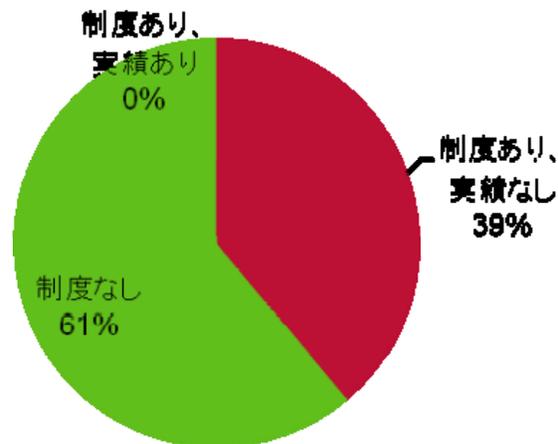


標準プロポーザル

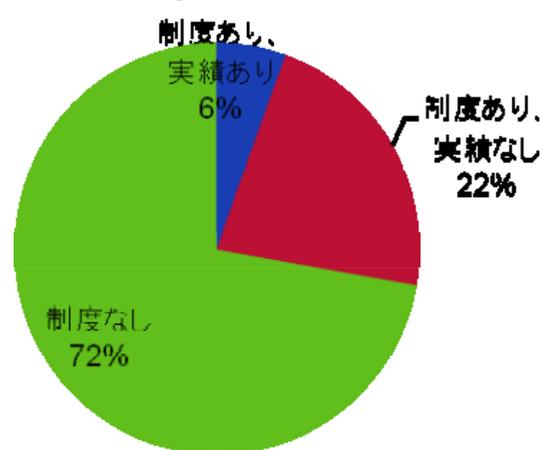


<参考>平成21年2月時点調査結果

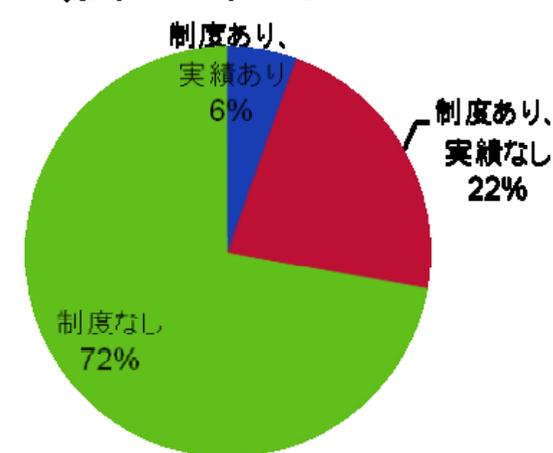
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



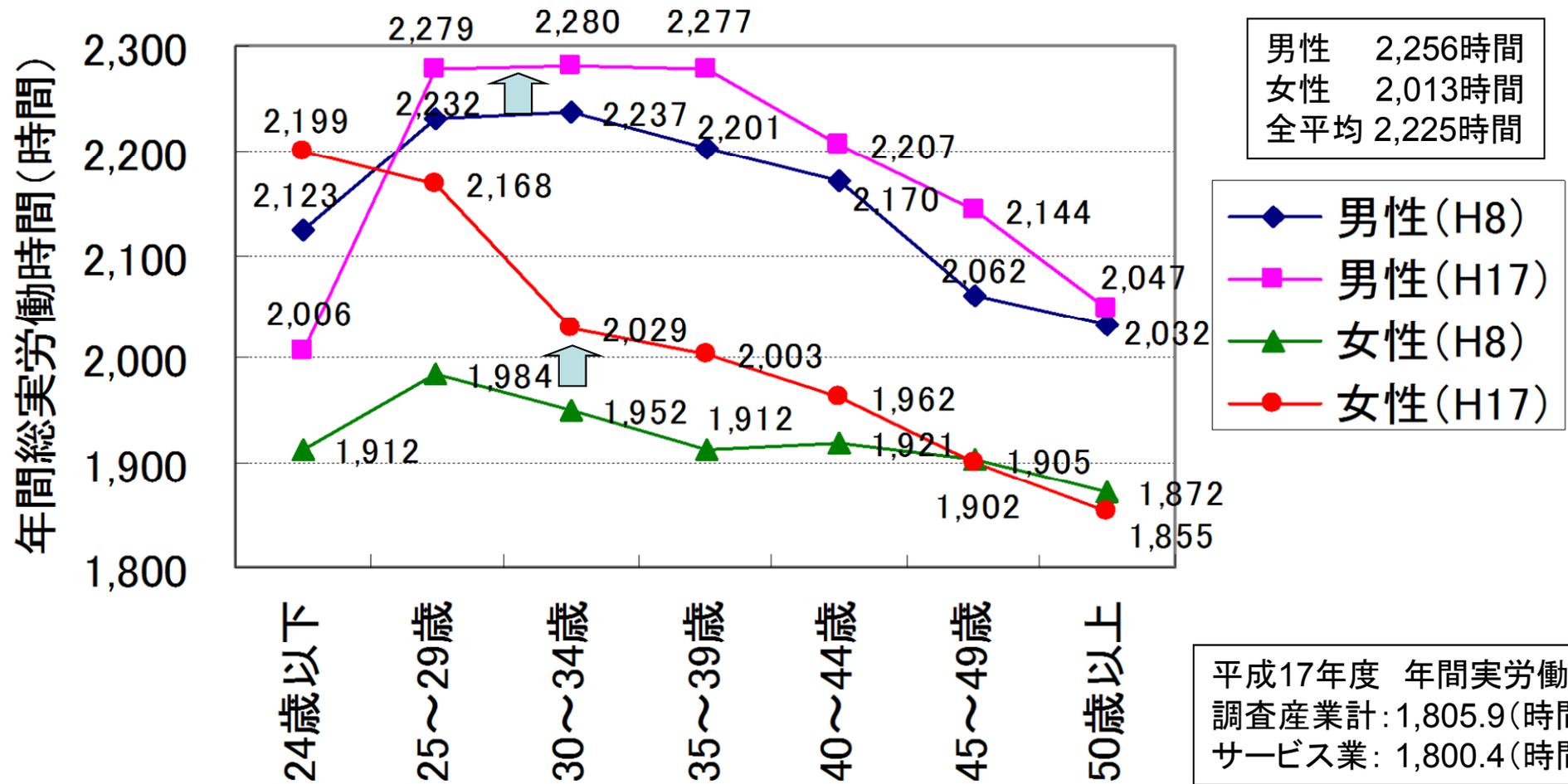
標準プロポーザル



建設関連業職員の年間総実労働時間

年間総実労働時間は、大半の年齢層で増加している。

図. 建設関連業職員の年間総実労働時間 建設関連業年間総実労働時間 (平成17年度平均)

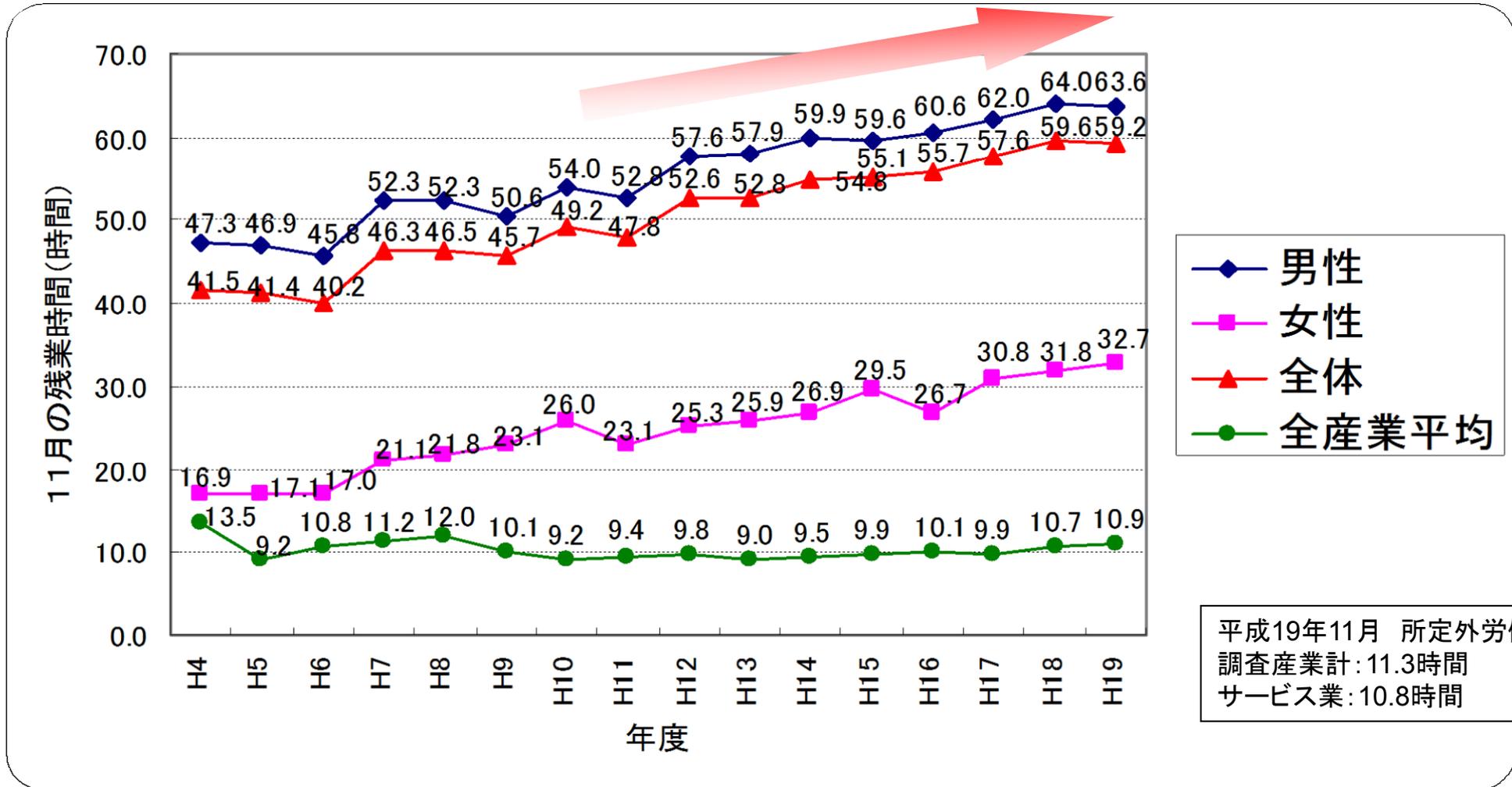


出典: 賃金白書(全国建設関連産業労働組合連合会)及び毎月勤労統計調査(平成17年4月～平成18年3月)(厚生労働省)をもとに、建設市場整備課作成

建設関連業職員の残業時間

- ※ 建設関連業職員の残業時間は、増加傾向にある。
- ※ 建設関連業職員の残業時間は、他産業の5倍以上となっている。

図. 建設関連業職員の残業時間(11月)



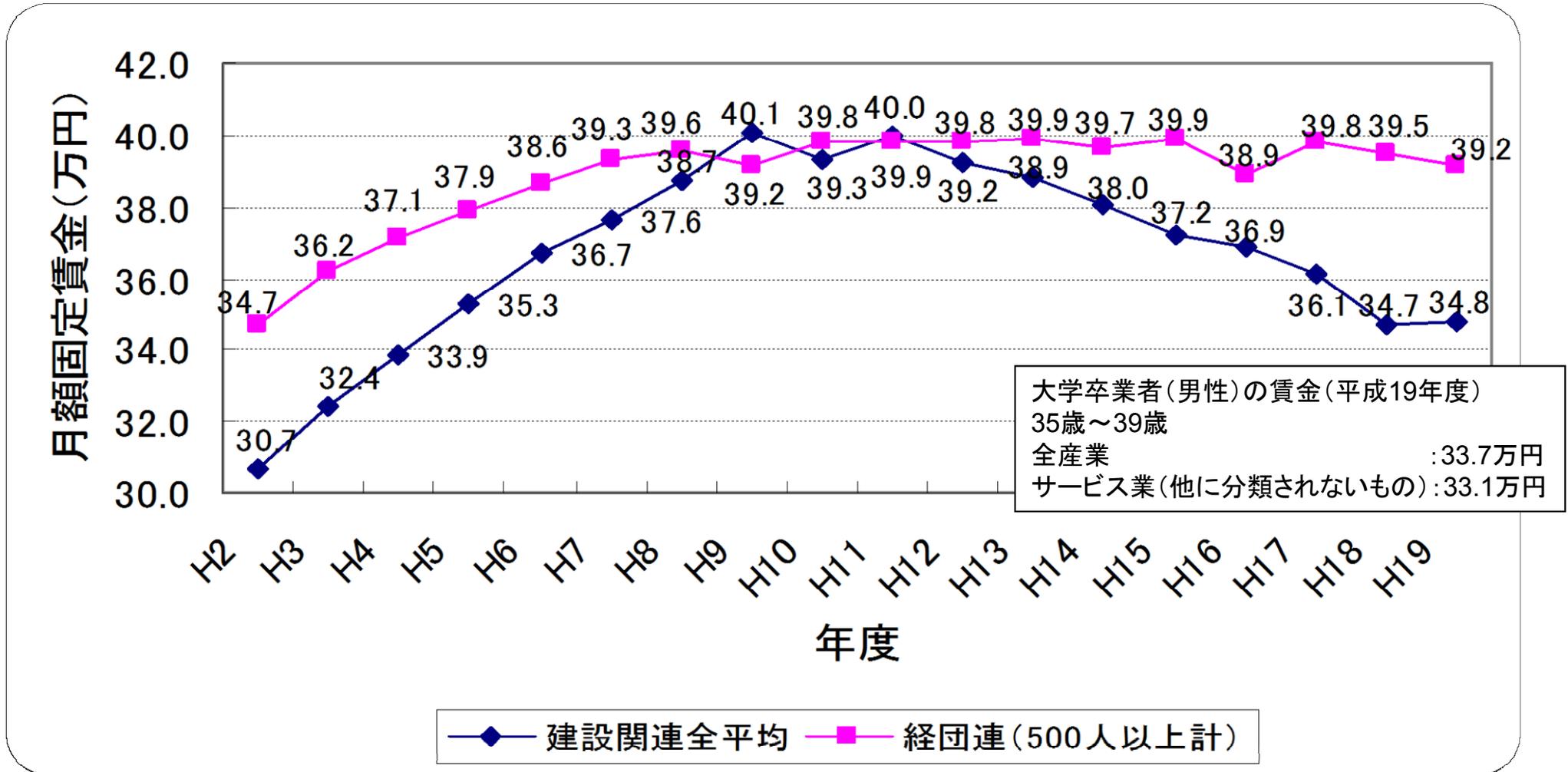
注1: 調査対象者は、建設関連労連に加盟している全組合員

出典: 賃金白書(全国建設関連産業労働組合連合会)及び毎月勤労統計調査(平成19年11月)をもとに、建設市場整備課作成

建設関連業職員の大卒35歳(男性)賃金

- ※ 大卒35歳(男)賃金は、平成9年度にピークに達し、その後低下を続けている。
- ※ 平成12年度以降、他産業と比較して低くなっている。

図. 建設関連業職員の大卒35歳(男)賃金



注1: 経団連(500人以上計)は、全産業の500人以上の企業のうち、「その他の技術」の職種の賃金

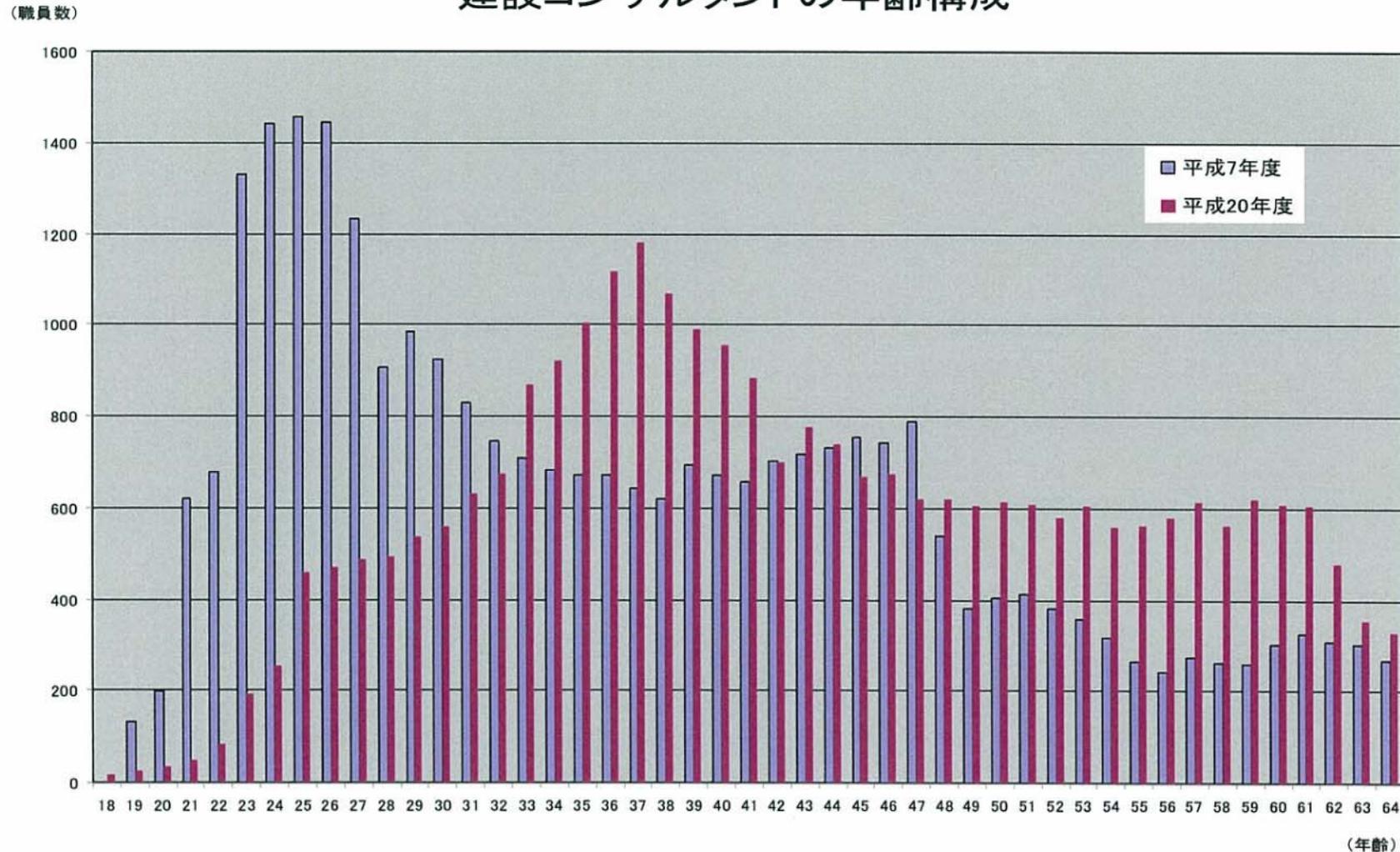
出典: 賃金白書(全国建設関連産業労働組合連合会)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省)をもとに、建設市場整備課作成

建設コンサルタントの年齢構成

建設コンサルタントの年齢構成

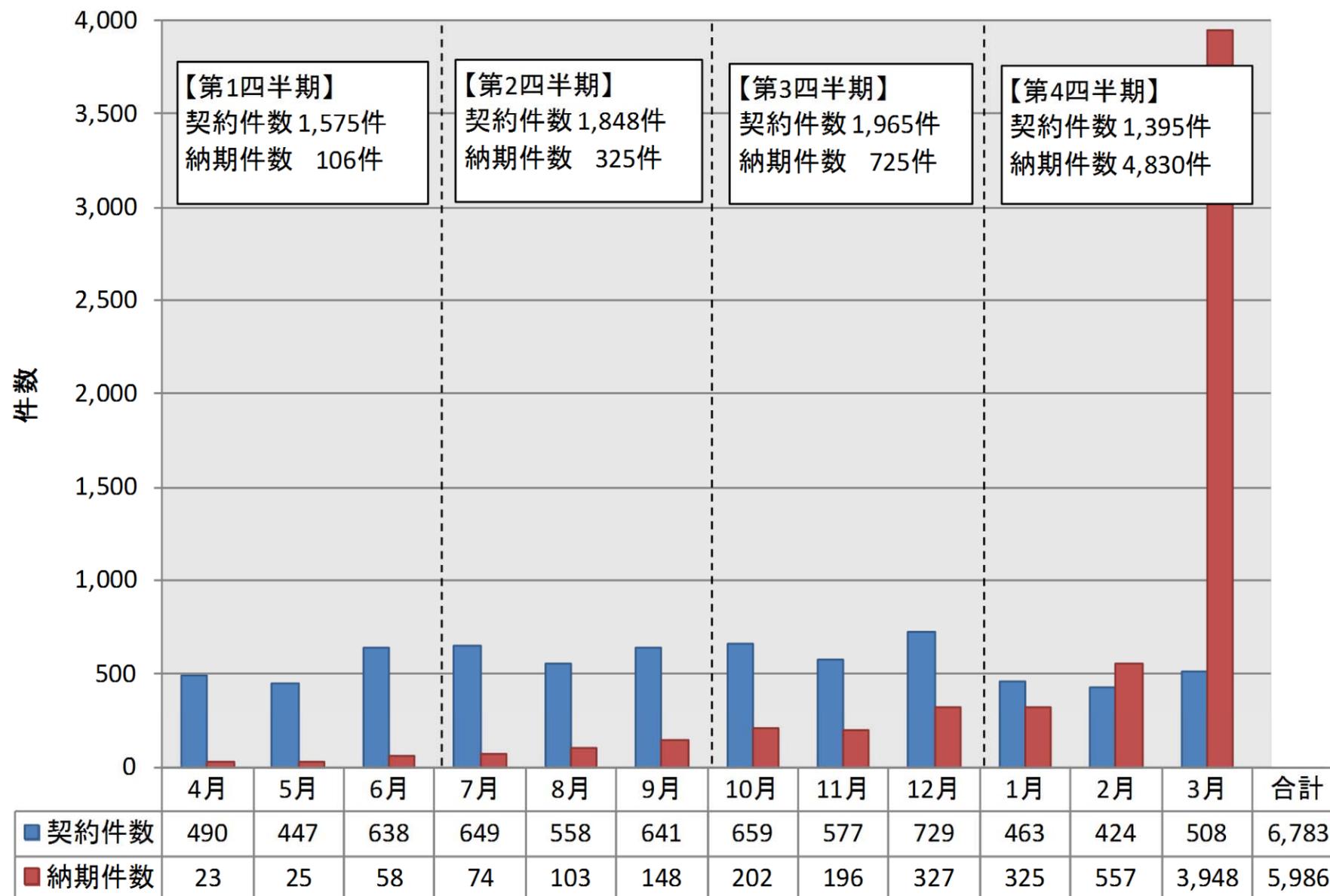
平成 20 年度では、20 代の技術者が極端に減少している。10 年後、実務者としての戦力である 40 歳前の技術者が極端に減少することが容易に推測される。

建設コンサルタントの年齢構成



出典: 建設コンサルタンツ厚生年金基金

公共発注者の発注業務における月別契約・納期件数(平成20年度業務)

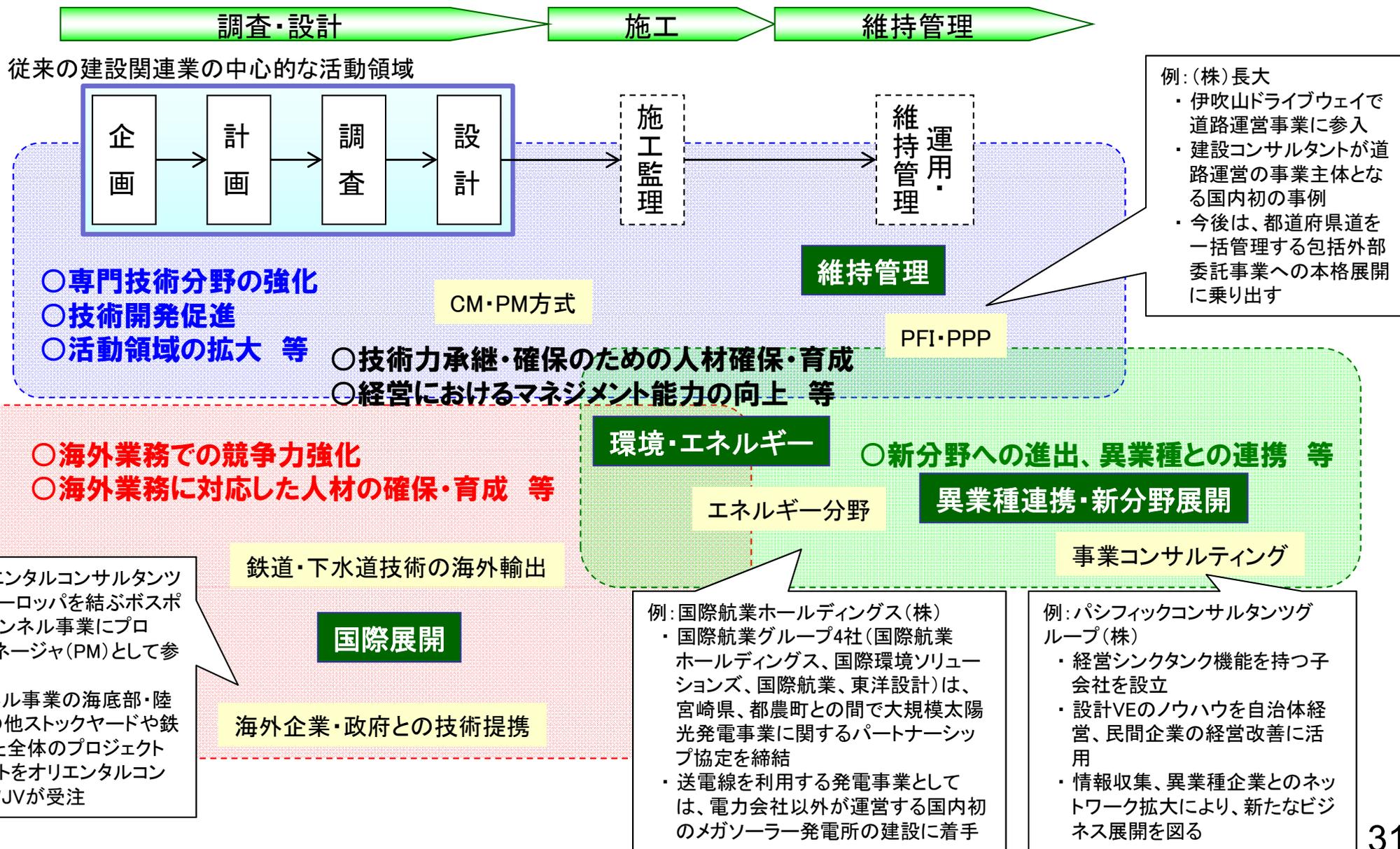


資料:建設コンサルタンツ協会

・8会員企業の国土交通省、都道府県、政令指定都市受注業務を集計

建設関連業の新たな役割

- 施工監理、維持管理、環境分野等成長が見込まれる分野での、建設関連業が持つ技術力の活用
- 新分野展開、国際展開による新たな市場創出型産業への転換



建設関連業の新規分野進出事例

建設コンサルタント会社として初めて道路運営事業に参入 ～長大～

概要

- ・伊吹山ドライブウェイで道路運営事業に参入
- ・建設コンサルタントが道路運営の事業主体となる国内初の事例

取り組み内容

- ・伊吹山ハイウェイの実際の運営実施は日本自動車道が行っており、長大はマッコーリーグループへの出資という形で運営に参画
- ・経営アドバイザーを行っている日本インフラストラクチャーマネジメント(JIM)への出資により、JIMを通じて経営に参画
- ・JIMへ技術職員を派遣し、ノウハウを取得。
- ・道路の付帯施設の維持管理に加え、サービス提供にも取り組んでいく考え。

今後の展開

- ・都道府県道を一括管理する包括外部委託事業への本格展開
- ・国内の既存分野だけでやっていくのは困難であり、今後は社会インフラのサービスプロバイダーとしてインフラマネジメントに関わっていく。

包括的民間委託による道路維持管理手法のご提案

～民間の技術力・経営能力・民間資金を活用した官民協働による効率的な道路管理～

膨大な道路施設が更新期を迎えつつある現在、道路施設の管理を限られた予算で効率的に実施し、道路の安全・安心を継続していくことが道路管理者の課題となっています。
 当社は、道路施設の計画・設計、官民協働型事業の発注者支援コンサルティング、さらには、伊吹山ドライブウェイでの道路マネジメントの実績を活かして、道路の安全・安心を継続するための効率的な管理手法をご提案します。

※株式会社 長大 は、平成22年3月31日付で、日本自動車株式会社（JARCO）を営業者とする匿名組合を連結子会社とし、伊吹山ドライブウェイの保有と運営に参画しています。

従来の入札・契約方式による道路維持管理の課題

業務品質の低下 ◆低価格入札による品質の低下 ◆企業の技術力を評価しにくい事業者選定方式	創意工夫の制限 ◆民間の創意工夫を引き出しにくい個別仕様発注 ◆受託企業に管理・運営ノウハウが蓄積しにくい単年度契約
財源の縮小 ◆多額の財源確保が困難（舗装の打ち換えなど） ◆大規模な更新事業の優先順位づけが困難	道路管理部門の縮小 ◆技術系職員の定年退職 ◆行財政のスリム化による配置職員の減少

複数業務の包括委託
 複数年契約
 性能規定方式
 総合評価選札方式



道路の安全・安心を限られた予算・人員で効率的に持続していくことが可能です

品質確保 ◆減額規定などによる品質確保のインセンティブ ◆価格以外の要素も考慮した事業者選定	事業の効率化 ◆道路状況に応じたサービス水準の最適化 ◆最小限の人員が複数の業務を兼務（マルチジョブ化）
財政支出の平準化 ◆民間資金の活用による財政支出の平準化 ◆大規模な更新事業の早期実現	限られた人員での道路管理 ◆毎年度の入札・契約手続きからの開放 ◆長期包括契約による限られた職員での道路管理（定期的監視）